

第2次長久手町環境基本計画

2006 ~ 2020

2006.3 長久手町

はじめに



平成 13 年 3 月に第 1 次の環境基本計画が策定されてから 5 年を経過し、改定の時期を迎えました。この 5 年間には、長久手町美しいまちづくり条例の制定や、環境行政の基盤となる各種の施策また、地球温暖化防止の京都議定書の発効など大きな変化がありました。中でも、21 世紀初の国際博覧会「愛・地球博」が本町を主会場として行われたこと、そのメインテーマとして、「自然の叡智」が掲げられたことは、住民、事業者、行政においても精神的な遺産として受け継がれていくことと思います。そこで、今回の改定では、環境万博「愛・地球博」の理念を受け継ぐまちとして、三者の協働と情報の共有化、地球温暖化対策を柱に推進してまいります。かけがえのない地球を次世代に引き継いでいくために、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画改定にあたり、貴重なご意見や提言をいただきました住民、事業者の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました長久手町環境審議会委員の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 18 年 3 月

長久手町長 加藤 梅雄

目 次

第1編 計画の策定について	1
第1章 計画の基本的事項	2
1. 計画見直しの趣旨	2
2. 計画の役割	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の目標年度	3
5. 計画の対象とする環境の範囲	3
第2章 見直し計画の視点と特徴	4
1. 計画見直しの方針	4
2. 環境・社会情勢の変化	4
3. 住民意識の変化	6
4. 重点プロジェクト	10
第2編 計画の目指すもの	15
第1章 目指すべき環境のイメージ	16
第2章 望ましいまちの姿とまちづくりの基本的方向	18
第3編 望ましいまちの姿実現のための行政の取り組み	25
第1章 施策の体系	26
第2章 基本的施策と具体的手法	28
1. 「身近な自然を守り育てるまち」を目指して	28
2. 「ごみを出さない、捨てないまち」を目指して	38
3. 「健康で安心、気持ちよく暮らせるまち」を目指して	44
4. 「やすらぎと潤い、人にやさしいまち」を目指して	62
5. 「地球を大切にするまち」を目指して	71
6. 「環境を通じた対話、交流のあるまち」を目指して	84

第4編 環境配慮指針	95
第1章 日常における配慮指針と環境にやさしい行動	98
1. 住民における配慮指針	98
2. 事業者および行政における配慮指針	103
第2章 業種別配慮指針	107
第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針	112
1. 用地選定、事業規模、事業内容の設定段階の配慮指針	112
2. 具体的な計画段階の配慮指針	113
3. 工事計画段階の配慮指針	115
4. 事業の実施・運営計画段階の配慮指針	116
第5編 計画の推進に向けて	117
第1章 推進体制の整備	119
第2章 進行管理	121
1. 進行管理の方法	121
2. 年次報告	122
3. 財源の確保	122

第1編

計画の策定について

第1章 計画の基本的事項

- 1．計画見直しの趣旨
- 2．計画の役割
- 3．計画の位置づけ
- 4．計画の目標年度
- 5．計画の対象とする環境の範囲

第2章 見直し計画の視点と特徴

- 1．計画見直しの方針
- 2．環境・社会情勢の変化
- 3．住民意識の変化
- 4．重点プロジェクト

第1章 計画の基本的事項

1. 計画見直しの趣旨

長久手町（以後「本町」という）は、2001(H13)年3月に「長久手町環境基本計画」(以後「第1次計画」という)を策定しました。第1次計画では「住民、事業者および行政のすべての人の協力と働きかけにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能であり、かつ、人と自然が共生できるまちづくりの実現」を理念に掲げ、環境の保全および創造に取り組んできました。

その間、2005(H17)年3月に旧愛知青少年公園をメイン会場として「自然の叡智」をテーマに掲げ、環境万博とも言われた愛・地球博が開催されたことで、環境問題が世界的に注目されました。開催にあたっては、東部丘陵線をはじめとするインフラの整備が進み、まちの様相が大きく変わりました。さらに地球規模での環境問題が深刻化するなかで、2005(H17)年2月に京都議定書が発効されるなど、社会経済情勢や環境に対する意識の高まりに変化が見られます。

また、2005(H17)年度は第1次計画の見直し年にあたるため、その進捗状況を把握するとともに、施策および事業の見直しを行うものです。

2. 計画の役割

環境基本計画は、以下の役割を担います。

本町の目指すべき環境に関する長期的な目標(「目指すべき環境のイメージ」および「望ましいまちの姿」)を示す。

「望ましいまちの姿」実現のための行政の取り組みを示す。

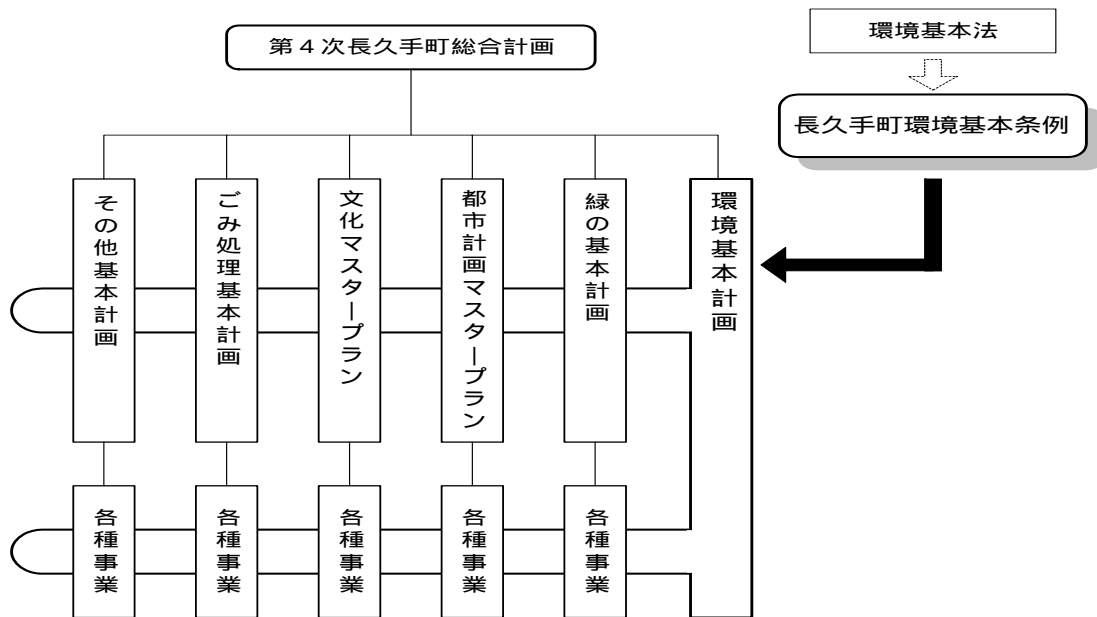
「望ましいまちの姿」実現のための住民および事業者の取り組み(配慮指針)を示す。

住民・事業者・行政が協力して計画を推進するための仕組みをつくる。

3. 計画の位置づけ

環境基本計画は、第4次長久手町総合計画に基づくその他の行政計画による施策等を横断的にとらえた総合的な計画であり、環境の保全および創造に関する取り組みの基本的な方向を示すものとして位置づけられます。今後も、環境の保全と創造を目的とする計画や施策はもちろん、環境の保全と創造を直接の目的としない計画や施策においても、環境保全に関する部分および環境に負荷を与える部分については、環境基本計画に沿って実施されることとなります。

また、環境基本計画は、よりよい環境づくりのために、行政のみならず住民および事業者が公平かつ適正な役割分担のもとに連携し、協力する上での指針となるものです。



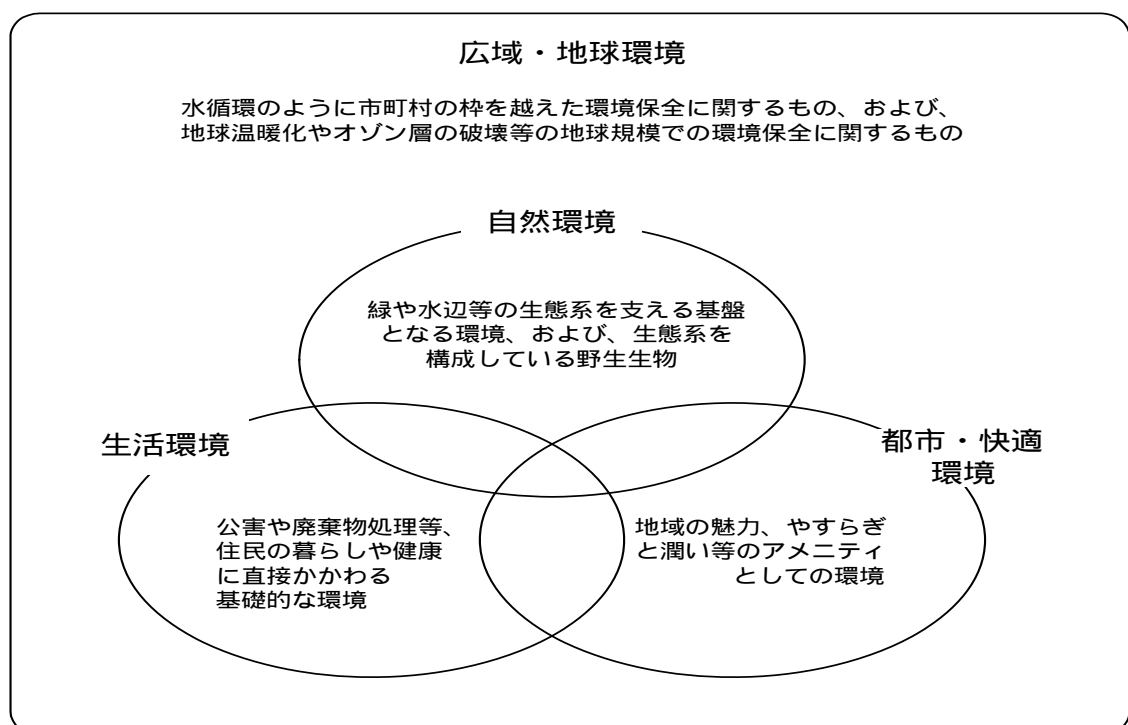
4. 計画の目標年度

環境基本計画の目標年度を2020(H32)年、中間目標年度を2010(H22)年とし、社会経済状況の変化や新たな環境問題、本計画の進行状況等に応じて、5年ごとに計画の見直しを行います。

5. 計画の対象とする環境の範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、私たちを取り巻く地域的な環境における「生活環境」、「自然環境」、「都市・快適環境」とそれを支える「広域・地球環境」とします。

なお、この4つの範囲は、環境の保全および創造に取り組むための施策等を検討すべき対象として示していますが、今後、計画の見直し時や緊急に取り上げるべき環境問題が発生した場合には、必要に応じて新たな環境の範囲を計画の対象とします。

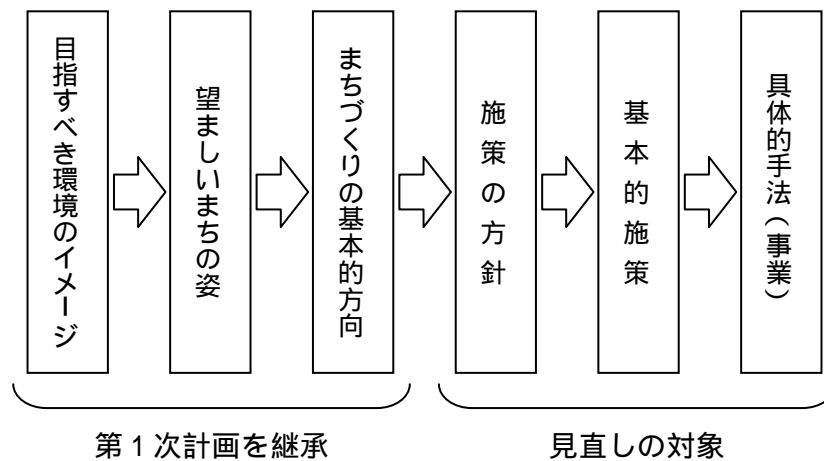


第2章 見直し計画の視点と特徴

1. 計画見直しの方針

見直し計画（以後「本計画」という）では、第1次計画の施策の進捗状況をチェックし、社会情勢の変化により現状にそぐわない指標や実施が困難な施策について修正や追加を行うものとします。具体的には、「目指すべき環境のイメージ」や「望ましいまちの姿」、「まちづくりの基本的方向」については現状を維持し、「施策の方針」以下の範囲を見直しの対象とします。また、次回の見直しまでの期間に重点的に取り組む事項を示します。

さらに、具体的手法（事業）については実施状況を整理し、着手のめどを短期（平成18～22年度）、中期（平成23～27年度）、長期（平成28～32年度）にわけて示します。



2. 環境・社会情勢の変化

(1) インフラ整備

本町では、従来から人口や事業所数の増加が続き、都市化が進行してきました。これに伴い、森林が減少し、宅地は増加する傾向が続いています。

愛・地球博開催にあたってインフラ整備も進みました。2004（H16）年11月には、東名高速道路の日進ジャンクションと県道力石名古屋線の長久手インターチェンジを結ぶ名古屋瀬戸道路が開通し、県道力石名古屋線の交通渋滞の緩和が期待されています。さらに、2005（H17）年3月には東部丘陵線（リニモ）の開通により、名古屋市営地下鉄藤ヶ丘駅と愛知環状線八草駅とが結ばれ、公共交通の便が向上しました。

(2) 住民の生活

住民の生活では、町全体のごみの発生量は増加傾向にあるものの、一人1日当たりの発生量は減少傾向にあります。一方で、大気汚染物質、幹線道路に面する地域の騒音、河川の水質では環境基準を超える項目や地点が経年的に見られます。

国際的な視野に立つと、2005（H17）年2月に地球温暖化防止に関する京都議定書が発効

したことから、温室効果ガスの削減が急務です。また、オゾン層破壊物質の生産や放出に対する制度が整備されつつあるなか、オゾンホールは依然続いています。

(3) 愛・地球博の開催

2005(H17)年3月から9月までの半年間、「自然の叡智」をテーマとする愛・地球博が、本町の旧愛知青少年公園をメイン会場として開催されました。

環境万博としてのテーマに基づく環境への様々な取り組みや、環境保全に関する先端技術にも多くの関心が寄せられました。愛・地球博会場内で実施した「環境に配慮した活動」(エコ活動)を促進する“EXPO エコマネー事業^{*}”には、多くの住民が参加しました。このエコマネー事業は愛・地球博後も1年間継続しています。交通手段については、周辺地域に整備されたパーク・アンド・ライド駐車場による道路渋滞緩和の効果が実証されました。

また愛・地球博では、延べ10万人以上のボランティアが参加し、市民参加愛・地球博プロジェクトや会場運営を支えました。小学生を対象としたボランティア活動体験プログラムなどもあり、環境に関わるボランティア活動への関心が高まっています。期間中、長久手町のボランティアセンターには約1,900人のボランティア登録があり、うち1,004人が町内在住の万博ボランティアでした。今後も環境に関わるボランティア活動が活発に行われるような取り組みが必要です。

* EXPO エコマネー事業

地球温暖化防止や循環型社会の実現を目的に、市民・企業・行政それぞれが協力し合い「環境に配慮した活動」(エコ活動)を促進する社会システム構築を目指した実験事業です。参加者は、万博会場内、また会場外の協力店舗(サポーター)で買い物時にレジ袋を断ったり、公共交通機関を利用することで“EXPO エコマネー”(=ポイント)を貯めることができ、「EXPO エコマネーセンター」で、貯まったポイントを植林事業に還元したり、エコ商品に交換することができる事業です。

(4) 条例の整備

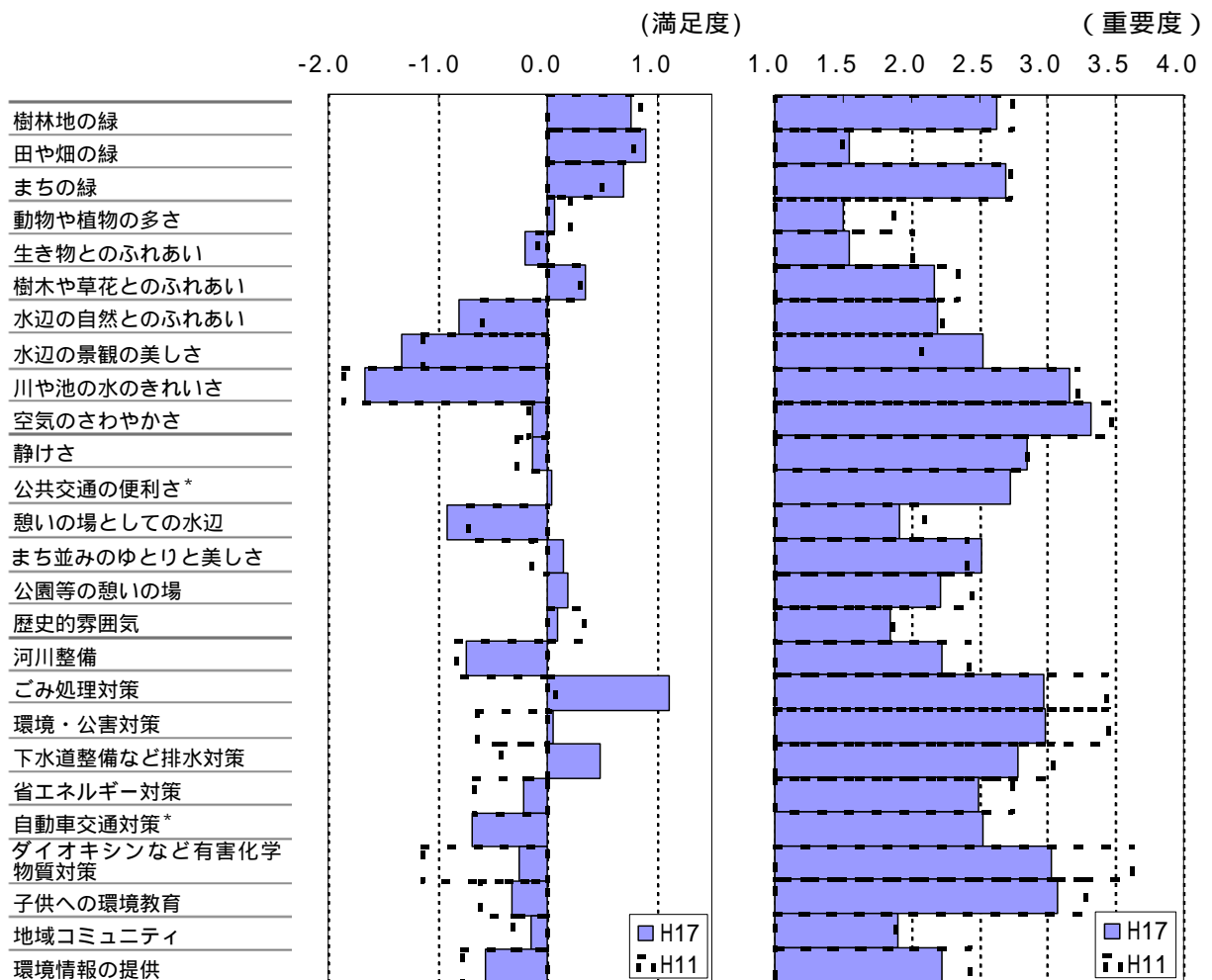
2005(H17)年1月に「長久手町美しいまちづくり条例」を制定しました。この条例は、魅力ある景観の保全と創出、良好な住環境の形成、みどりの推進および環境美化の推進に関する基本的な事項を定め、住民、事業者および町が協働して取り組むことにより、誰もが住みやすい美しいまちを実現することを目的としています。現在、条例に基づき景観計画を策定中です(平成18年度策定予定)。さらに、公共の場所における自転車等や自動車等の放置を防止し、美しいまちづくりを推進するために、2005(H17)年1月に「長久手町自転車等の放置の防止等に関する条例」、「長久手町自動車の放置の防止等に関する条例」を制定しました。

長久手町の環境を活かした魅力あるまちづくりのためには、地域が一体となって良好な環境を守り、育てていくことが大切であるとの認識のもとに、美しいまちづくりを進めていきます。

3. 環境意識の変化

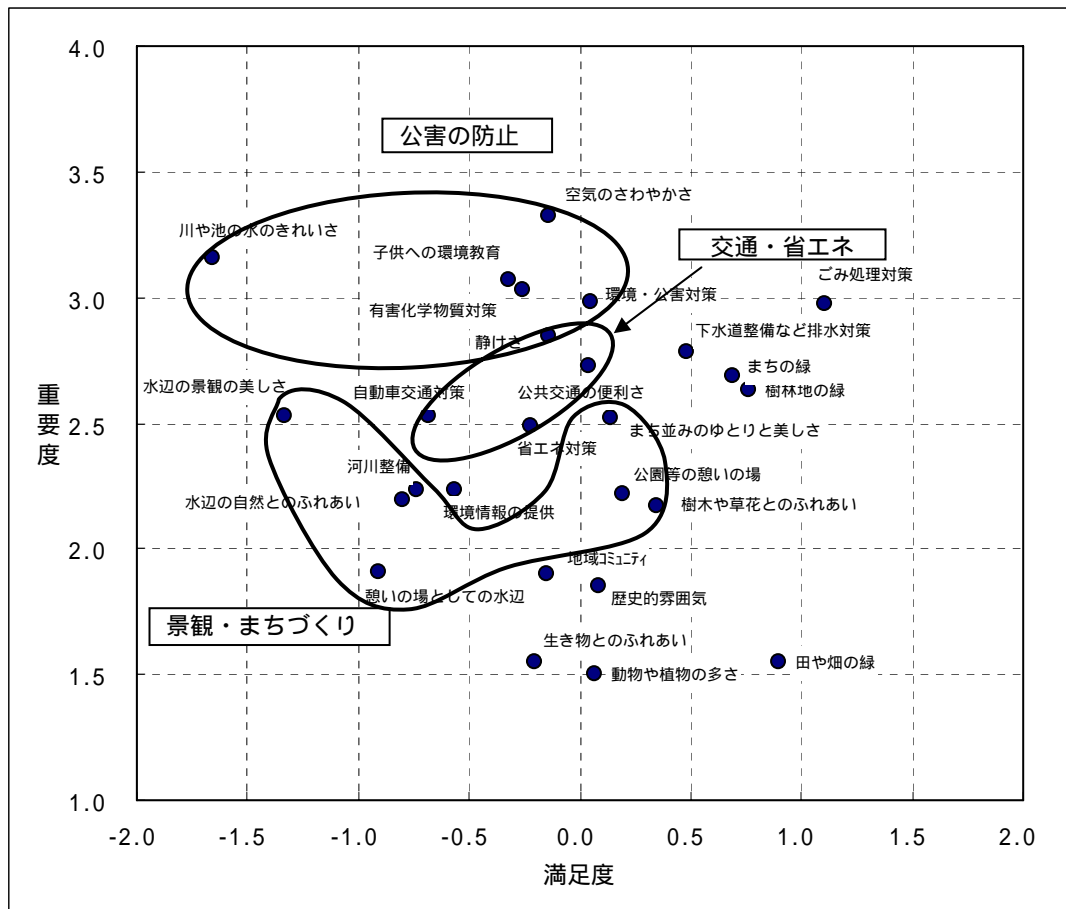
2005(H17)年7月に住民や事業者を対象に環境に対するアンケート調査を実施し、第1次計画策定時(1999[H11]年)と比較することで環境意識の変化を確認しました。

満足度、重要度については、景観やインフラ整備、公害・ごみ対策、環境教育、コミュニティに関することへの満足度が上がり、重要度が下がる傾向があります。また水辺に関することについては、満足度が下がる傾向があります。満足度が低く重要度が高い項目の分布を見ると、公害の防止に関すること、交通・省エネに関すること、景観・まちづくりに関することの大きく3つに分類されます。



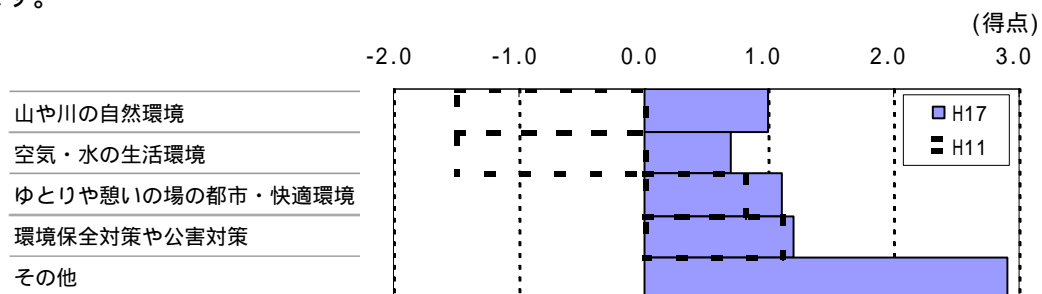
注1) 満足：5点　まあ満足：2点　どちらともいえない：0点　やや不満：-2点
 不満：-5点　として回答数から満足度の平均値を算出した。
 非常に重要：5点　重要：2点　どちらともいえない：0点
 さほど重要ではない：-2点　重要ではない-5点　として回答数から重要度を算出した。
 2) *は2005(H17)年に新たに追加した項目を示す。

満足度と重要度の比較



満足度と重要度の分布

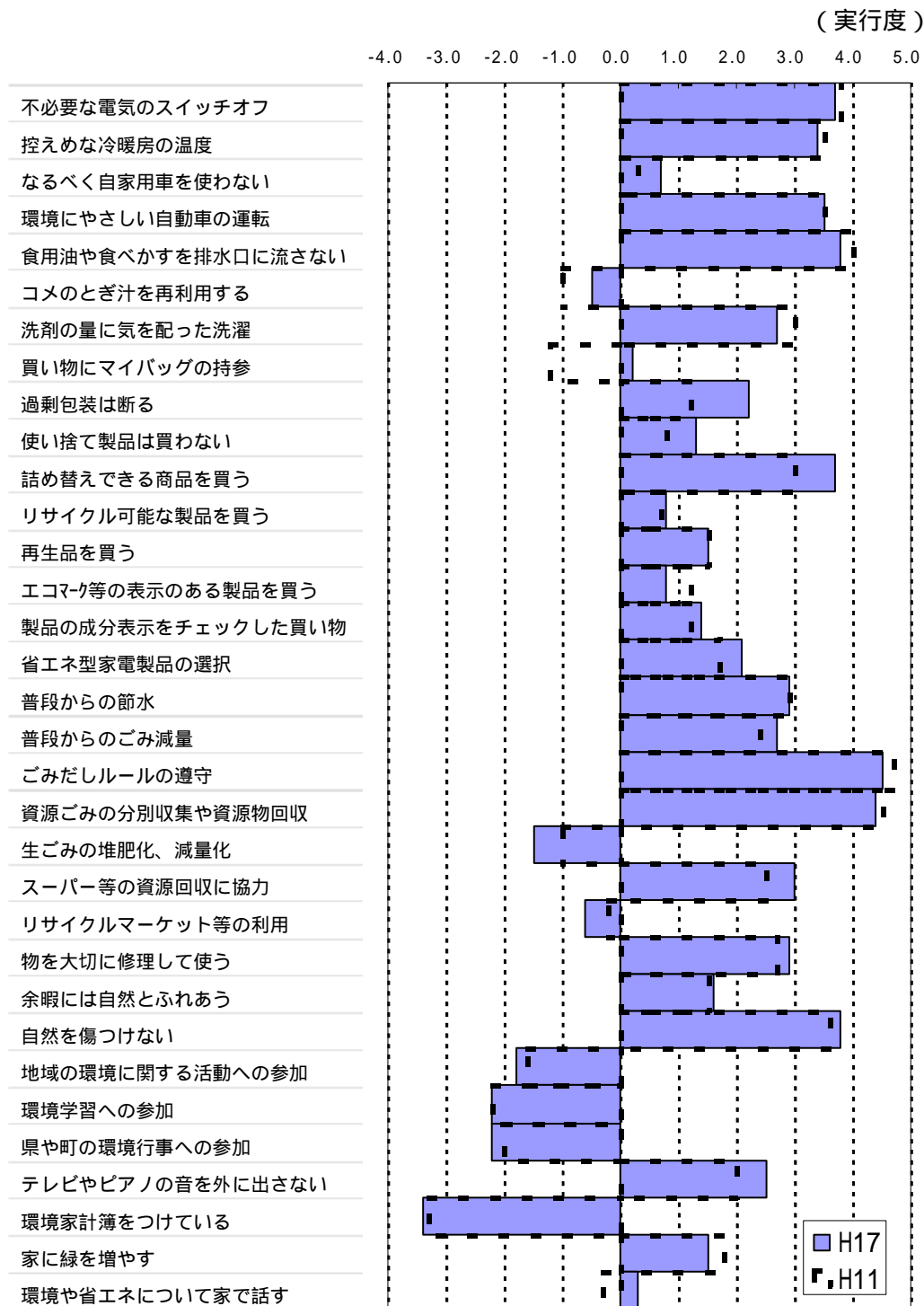
住民は、平成 11 年度と比較して、全体的に長久手町の環境はよくなったと評価しています。



注) 良くなった: 5点 どちらかといえば良くなった: 2点 以前と変わらない: 0点
 どちらかといえば悪くなった: -2点 悪くなった: -5点
 として回答数から得点を算出した。

以前と比べた長久手町の環境について

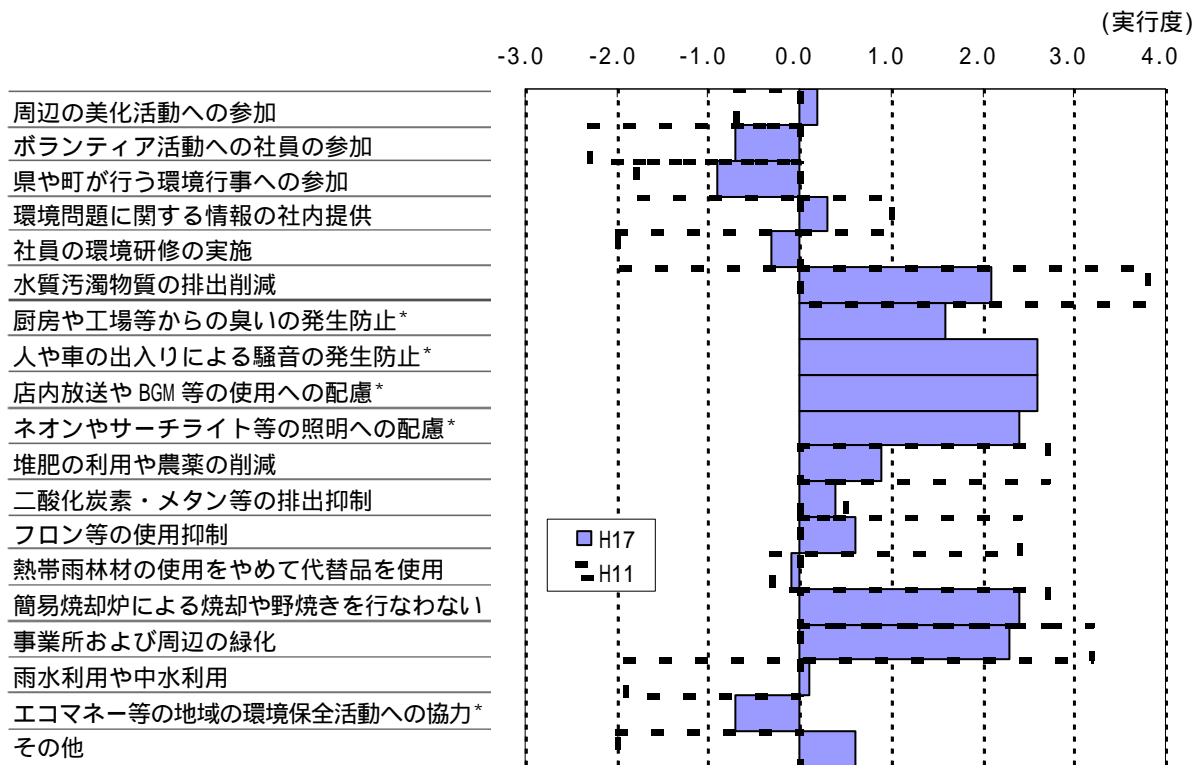
住民の行動を見ると、環境保全に関する行動に大きな変化は見られません。



注) いつも実行している : 5点 時々実行している : 2点 今後実行したい : -2点
 今後もしないつもりはない : -5点 として回答数から実行度を算出した。

住民の行動について

事業所における環境教育や地球環境問題に関する行動は、公害対策関連は実行度が高い反面、地球環境問題に関するものの実行度が低くなっています。



注1) 実行している：5点　今後実行したい：2点　今後とも行なわない：-5点
として回答数から実行度を算出した。
2) *は2005(H17)年に新たに追加した項目を示す。

事業所の行動について

4. 重点プロジェクト

社会経済情勢や住民意識の変化等から、次の計画見直しまでの5年間で重点的に取り組む事項として以下の2つを選定し、それぞれに関する事業を重点プロジェクトとして設定しました。

ここに示す内容の関連事業は、「第3編第2章 基本的施策と具体的手法」において、本計画策定後の5年間を目途に開始する事業と位置づけ、短期(平成18~22年度)の事業に分類しています。

《重点事項》 環境万博(愛・地球博)を契機に高まった環境意識を継続させ、町全体が一体となって環境基本計画を推進する。

《重点事項》 京都議定書の目標達成に向けて、東部丘陵線を軸にした温室効果ガス排出量の削減対策に取り組む。

重点プロジェクト1 三者(住民・事業者・行政)のパートナーシップの形成

本計画を有効に推進させるためには、住民(住民団体を含む。以下同じ。)事業者、行政の各主体が、環境の保全および創造に関する各々の責任と役割を認識し、協調的關係(パートナーシップ)のもと、お互いに協力して各主体の取り組みを推進することが重要です。

現在、本町においては三者間のパートナーシップは形成されているとはいえ、本計画を推進していくうえでの課題となっています。そこで、パートナーシップの形成のため、次に示す取り組みを重点的に推進します。

情報の共有化

三者間のパートナーシップを形成するためには、環境に関するさまざまな情報を、共有の情報として整備する必要があります。しかし、環境に関する多種多様な情報を、町が独自に収集し、提供するのには困難です。特定の分野や地域についての環境の状況、各種団体の活動状況等の情報については、専門家、住民や事業者の方が詳しい場合があります。各主体が蓄積している環境情報は、積極的に公表することにより共有化できます。

そこで、環境情報を有効に活用するため、各主体のもつ情報を収集し、整理し、体系的な環境情報として整備します。行政は、環境情報を交換する機会や場の提供を行い、集めた情報を整理して有効に活用できる体制づくりを進めます。

環境情報の発信にあたっては、広報やホームページ、CATVといった媒体のほか、自治会組織の活用、講演会の開催、情報広場の開設等、あらゆる手法を検討し、受け手が理解しやすい形で提供します。

施策立案、実施への全員参加

環境の保全および創造に関する取り組みを実践する場合のプロセス(流れ)として、「現状把握 - 計画策定 - 実施」が一般的です。現在の状況は、現状把握や計画策定段階では行政が主導となることが多い一方、実施の段階では、行政だけでなく住民・事業者もそれぞれの役割を担うことが求められます。三者が共通の目標に向かって、それぞれの取り組みを進めるためには、互いの立場を尊重しつつ、各主体が果たすべき役割について話し合い、理解する必要があります。

そこで、施策の意志決定段階および事業計画段階において、各主体が積極的に参加できる機会や場を充実します。また、個々の住民・事業者の意見を吸い上げる仕組みづくりを進めます。

具体的行動につながる教育の実施

パートナーシップに基づく各主体の取り組みを推進するためには、各主体が環境への関心や、環境の現状や人間と環境の関わりについての正しい認識をもち、日常生活や社会活動において具体的行動に結びつけていくことが重要です。

そのためには、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対し、家庭、学校、地域、職場、野外活動の場等多様な場において互いに連携を図りながら、環境教育、環境学習を総合的に推進することが重要です。

そこで、自然観察会等の体験型学習の推進、環境家計簿等の知識と具体的行動や環境への貢献が把握できる活動の促進、他市町村の先進事例等の具体的取り組みにつながる情報の提供等を進めます。同時に、環境の保全および創造に関する学習や活動を行うことができる場の整備を進めます。

重点プロジェクト2 自動車環境戦略実施モデル計画の推進

「人が安心して快適に生活できる自動車環境」の実現を目標として、愛知県が「あいち新世紀自動車環境戦略」を策定しています。そのなかで、東部丘陵線が開業した本町をモデル地域に「自動車環境戦略実施モデル計画」が作成され、本町の課題から導かれた8つのメニューと様々な関連事業が提案されています。

そこで、本町においても、自然環境への配慮、関係機関との調整を図りながら、積極的にこれらの事業を取り入れていきます。



自動車環境戦略実施モデル計画の概要（モデル地域：長久手町）

メニュー	実施内容	備考
1.渋滞情報等道路情報の提供	渋滞情報等道路情報板の設置を積極的に働きかける	
	瀬戸大府線の整備推進を積極的に働きかける	
	道路情報入手方法をPRする	
	名古屋瀬戸道路への転換促進のためのPRをするよう働きかける	
2.エコポイント [*] 制度の導入	簡易に実施できるエコポイント制度を導入する	
	効果的なエコポイント制度の社会実験を実施する	
	効果的なエコポイント制度の本格導入に取り組む	中期
3.パーク・アンド・ライド [*] の推進	東部丘陵線沿線の商業施設や公共施設等に駐車場のパーク・アンド・ライド利用を働きかける	
	PR活動を実施する	
4.バス路線の充実（長湫南部地域対象）	N-バスルートを拡充する	
	民間事業者に対し路線開設を積極的に働きかける	
5.N-バスルートの再編	住民ニーズ調査を実施する	
	N-バスルートを再編する	
	財政負担軽減のための効率的な運行システムを検討する	
6.バスロケーションシステム [*] の導入	バスロケーションシステムの導入を検討する	
	高齢者の利用に配慮した情報提供方法の付加を検討する	
7.カーシェアリング [*] の導入促進	長久手中央地区にカーシェアリングを誘導する	中期
	カーシェアリングをPRする	中期
8.大学における自動車通学抑制策の実施	自動車通学抑制策の実施を積極的に働きかける	
	東部丘陵線駅に大学のスクールバスを接続する	
	大学生を対象とした自転車リユースを実施する	

*エコポイント

環境負荷を低減する行動や、地域に役立つ行動をとった人に一定のルールに基づきポイントを与え、サービス等に交換する制度。

*パーク・アンド・ライド

都市周辺駅に駐車場を設置することにより、公共輸送機関への乗り換えを促進し、都市内へ集中する自動車交通量の削減を図る方式。

*バスロケーションシステム

路線バスの到着予想時刻や目的地までの所要時間を自動表示するシステムのこと。

*カーシェアリング

1台の自動車を複数の会員が共同で使用する利用形態。利用時間や距離などで費用を分担する。

第2編

計画の目指すもの

第1章 目指すべき環境のイメージ

第2章 望ましいまちの姿とまちづくりの基本的方向

- 1．身近な自然を守り育てるまち
- 2．ごみを出さない、捨てないまち
- 3．健康で安心、気持ちよく暮らせるまち
- 4．やすらぎと潤い、人にやさしいまち
- 5．地球を大切にするまち
- 6．環境を通じた対話、交流のあるまち

第1章 目指すべき環境のイメージ

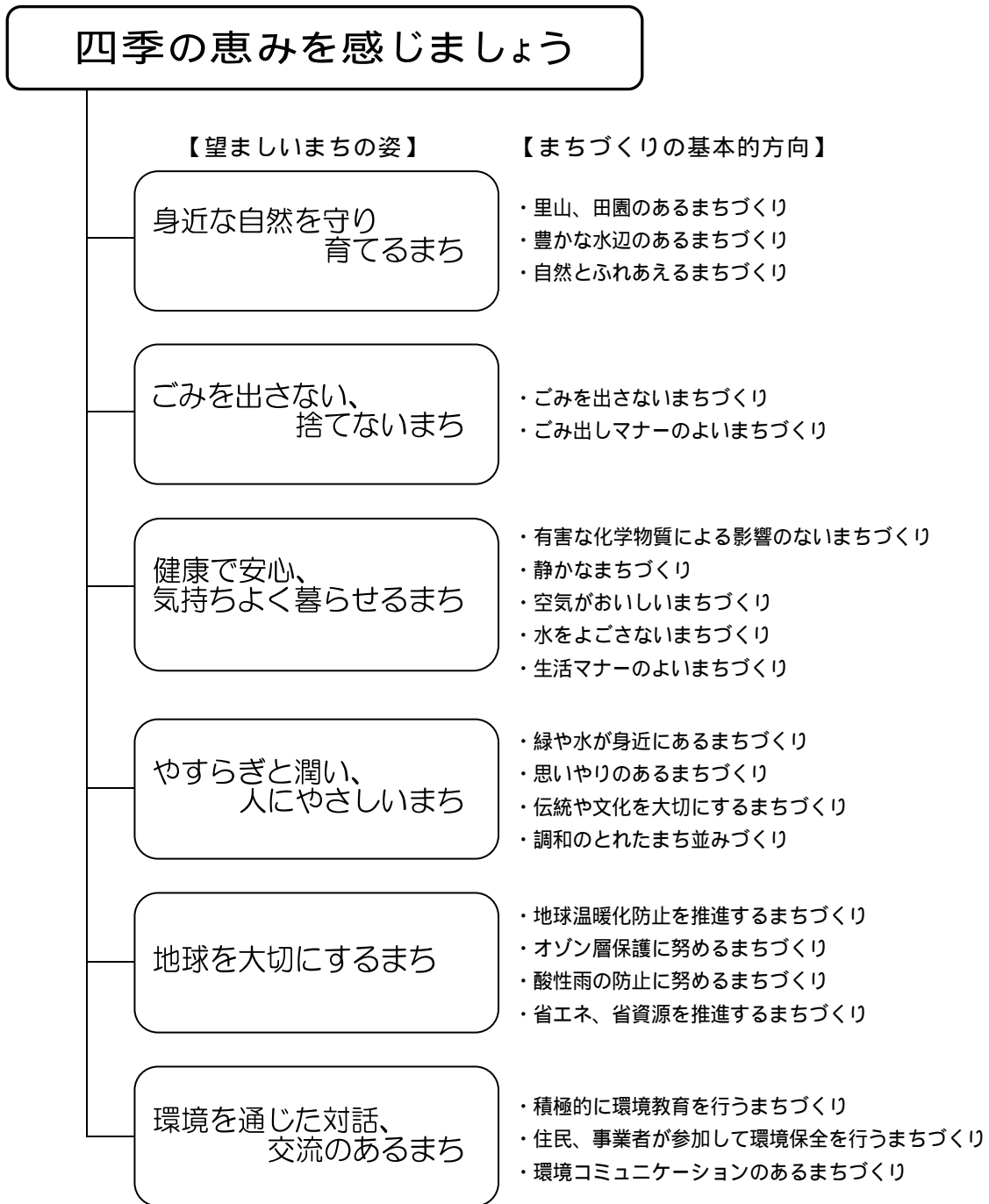
本町の特徴を踏まえた上で、本町を目指すべき環境のイメージを掲げ、住民全員参加で計画の実現を目指します。

【本町の特徴】

- ・ 東部地域の丘陵を中心とした里山、香流川沿いや岩作地区に広がる農地があり、豊かで身近な自然を形成している。
- ・ 西部地域では、土地区画整理事業により、良好な住宅地が形成されている。
- ・ 古戦場に代表される歴史的な文化遺産や4つの大学があり、文教のまちとしてのイメージを形成している。
- ・ 東部地域は古くから形成された集落が中心であり、昔ながらの習慣も伝えられている。
- ・ 西部地域は新しく開発された地域が大部分であり、名古屋市等からの移住者や単身者が多い。

本町の特徴を生かし、まちの四季の変化を住民が心豊かに受けとめることのできる環境を目指し、「～ 四季の恵みを感じましょう ～」を本町を目指すべき環境イメージとして掲げます。次頁にこの目指すべき環境のイメージを実現させるための「望ましいまちの姿」と「まちづくりの基本的方向」を示します。

【目指すべき環境のイメージ】



目指すべき環境のイメージと望ましいまちの姿

第2章 望ましいまちの姿とまちづくりの基本的方向

「望ましいまちの姿」とは、目指すべき環境のイメージ「四季の恵みを感じましょう」を具体化したまちの姿であり、次の6つを設定します。同時に、それらを実現するための「まちづくりの基本的方向」を示します。

望ましいまちの姿1

身近な自然を守り育てるまち

東部地域では、里山や香流川沿いに広がる農地の緑が豊富で、香流川やため池等の水辺とともに、「緑豊かな長久手」の原風景を形づくり、さまざまな動植物のすみかとなっています。里山や農地は人手をかけて管理し、または作物を生産することにより成立している環境であり、決して特別な「手つかずの自然」ではありません。しかし、多くの恵みを与えてくれるとともに、私たちの心をなごませ、やすらぎを与えてくれる大切な身近な自然であり、水源かん養機能*、水害や土砂流出等に対する防災機能等、さまざまな機能もあります。

そこで、住民、地権者や農業関係者、行政等の相互理解と協力により、多様な生物が生息する身近な自然を守り、育て、次世代に受け継ぐことのできるまちを目指します。

まちづくりの基本的方向

- (1)里山、田園のあるまちづくり (P.28 参照)
- (2)豊かな水辺のあるまちづくり (P.33 参照)
- (3)自然とふれあえるまちづくり (P.36 参照)

*水源かん養機能

森林が有している機能の一つで、地表を流れる河川の水や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力のことです。樹木、落ち葉および森林土壌の働きにより、降水を効果的に地下に浸透させ、長期にわたり貯留、流下させることにより、洪水調節、渇水緩和等、河川流量の平準化を図ったり、地下水や湿地を維持することができます。

望ましいまちの姿2

ごみを出さない、捨てないまち

社会経済活動が大量生産・大量消費・大量廃棄型となった現在、ごみの量の増大および質の多様化による対応のため、各種リサイクル法が整備されているものの、最終処分場の残余容量は依然厳しい状態が続いています。

本町においても、人口増加や店舗等の事業所の増加にともない、まち全体のごみ発生量は増加傾向が続いています。現在、家庭や店舗等から排出される一般ごみの焼却処理は尾張旭市内の尾張東部衛生組合晴丘センターで、最終処分は瀬戸市の北丘灰埋立地で行われています。すなわち、本町にはごみ処理に関する「迷惑施設」がなく、ごみ処理に関する痛みを知らないまちであり、それだけにごみの減量化に向け他の市町村より一歩進んだ取り組みを行う必要があります。

そこで、「ごみは処理するもの」という認識を改め、住民・事業者・行政が一体となり、最初からごみを出さない生活や事業活動の仕組みをつくり、どうしても出てしまうごみは徹底分別し、リサイクルに努め、ごみを出さない、捨てないまちを目指します。

まちづくりの基本的方向

- (1)ごみを出さないまちづくり (P.38 参照)
- (2)ごみ出しマナーのよいまちづくり (P.42 参照)

望ましいまちの姿3

健康で安心、気持ちよく暮らせるまち

私たちは、毎日の生活のなかで空気を吸い、水を飲むといった行為を当然のように繰り返しています。こうした行為は生きるために不可欠であり、空気や水が汚れていると、私たちの健康に影響が及ぶこととなります。静かな環境やきれいな水に囲まれた生活は、多くの人が望んでいることです。また、最近では、実態が把握されていない有害化学物質の危険性も指摘されています。

本町では、これまで産業型公害はほとんど見られませんでした。しかし、都市化にともない、近隣騒音、悪臭、生活雑排水、雑草問題等の都市型の公害や交通量の増加にともなう騒音や大気汚染等の交通公害が問題となっています。また、日常生活や経済活動に起因する環境への負荷の増大、住宅と工場が混在した状態の未解決等も問題になっています。

そこで、法令や条例等による規制に加え、住民や事業者の自主的な取り組みを促し、人が安心して暮らす上で重要な健康が保護され、誰もが安心して気持ちよく暮らせるまちを目指します。

まちづくりの基本的方向

- (1)有害な化学物質による影響のないまちづくり (P.44 参照)
- (2)静かなまちづくり (P.47 参照)
- (3)空気がおいしいまちづくり (P.51 参照)
- (4)水をよごさないまちづくり (P.55 参照)
- (5)生活マナーのよいまちづくり (P.58 参照)

望ましいまちの姿4

やすらぎと潤い、人にやさしいまち

私たちが毎日を健やかに、快適に過ごすためには、健康が保証される環境であるだけでは十分ではありません。緑や水が身近に感じられることにより得られるやすらぎ、文化活動に取り組むことのできる総合的豊かさや、生活の質の充実等を含む快適な環境づくりが求められています。

また、本町では、昭和40年代から急速に都市化が進み、昔からこのまちに住んでいる人、新しく越してきた人、通勤や通学のため一人で住んでいる人、お年寄り等、さまざまなライフスタイルや考え方が住んでいます。このようななか、快適な環境づくりのためには、この地に暮らすすべての住民や事業者が推進主体となって、地域の緑化や伝統文化の継承、高齢者や障害者を含むすべての人が利用しやすい歩道や施設の整備、長久手らしいまち並みづくりを進める必要があります。

そこで、緑や水が身近にあり、すべての人が、やすらぎと潤いを感じることができる、人にやさしいまちを目指します。

まちづくりの基本的方向

- (1) 緑や水が身近にあるまちづくり (P.62 参照)
- (2) 思いやりのあるまちづくり (P.65 参照)
- (3) 伝統や文化を大切にするまちづくり (P.67 参照)
- (4) 調和のとれたまち並みづくり (P.69 参照)

望ましいまちの姿5

地球を大切にすまち

現在、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等の地球レベルの環境問題が生じており、その解決は人類の存続に不可欠なものとなっています。これらの問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の一員である私たち一人ひとりの日常生活や、通常の事業活動による環境への負荷が積み重なって生じたものです。すなわち、私たち全員が被害者であると同時に加害者であり、将来の世代のためにも、問題解決の責任と可能性をもっているといえます。

本町においても、現在の環境をよりよいものとするため、「個人の生活の影響は大きいので、生活を見直す必要がある」と考えている人が多くなっています。

そこで、地球環境問題の解決のため、現在のライフスタイルや事業活動を見直し、温室効果ガス、フロンガス、窒素酸化物等の排出量の削減、限りある資源やエネルギー消費量の削減等に努め、地球に対する負荷の少ない、地球にやさしいまちを目指します。

まちづくりの基本的方向

- (1)地球温暖化防止を推進するまちづくり (P.71 参照)
- (2)オゾン層保護に努めるまちづくり (P.74 参照)
- (3)酸性雨の防止に努めるまちづくり (P.77 参照)
- (4)省エネ、省資源を推進するまちづくり (P.80 参照)

望ましいまちの姿6

環境を通じた対話、交流のあるまち

今日の環境問題は、近隣騒音やごみのポイ捨て等のごく身近な問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球規模の問題に至るまでの広がりを見せ、私たちの日常生活や通常の事業活動による負荷も大きな原因となっています。

このような幅広い環境問題を解決するためには、住民・事業者・行政の三者が、一人ひとりのライフスタイルや自らの事業活動を見直し、各々の責任と役割に応じて協力して問題解決に取り組むことが必要です。また、里山や農地の保全、ごみの減量等の施策を進めるためには、住民や住民団体、事業者の積極的な参加と協力が不可欠です。そのためには、各々の考え方や立場の違いを認めつつ、なぜ違うのか、よりよい環境の保全および創造のためにはどうすればよいのかを話し合うこと、すなわち環境コミュニケーションの確立が重要です。

そこで、よりよい環境の保全および創造のため、地域間や世代間等の住民同士だけでなく、住民・事業者・行政のすべての主体間において、環境を通じた対話、交流のあるまちを目指します。

まちづくりの基本的方向

- (1)積極的に環境教育を行うまちづくり (P.84 参照)
- (2)住民、事業者が参加して環境保全を行うまちづくり (P.87 参照)
- (3)環境コミュニケーションのあるまちづくり (P.91 参照)

第3編

望ましいまちの姿実現の ための行政の取り組み

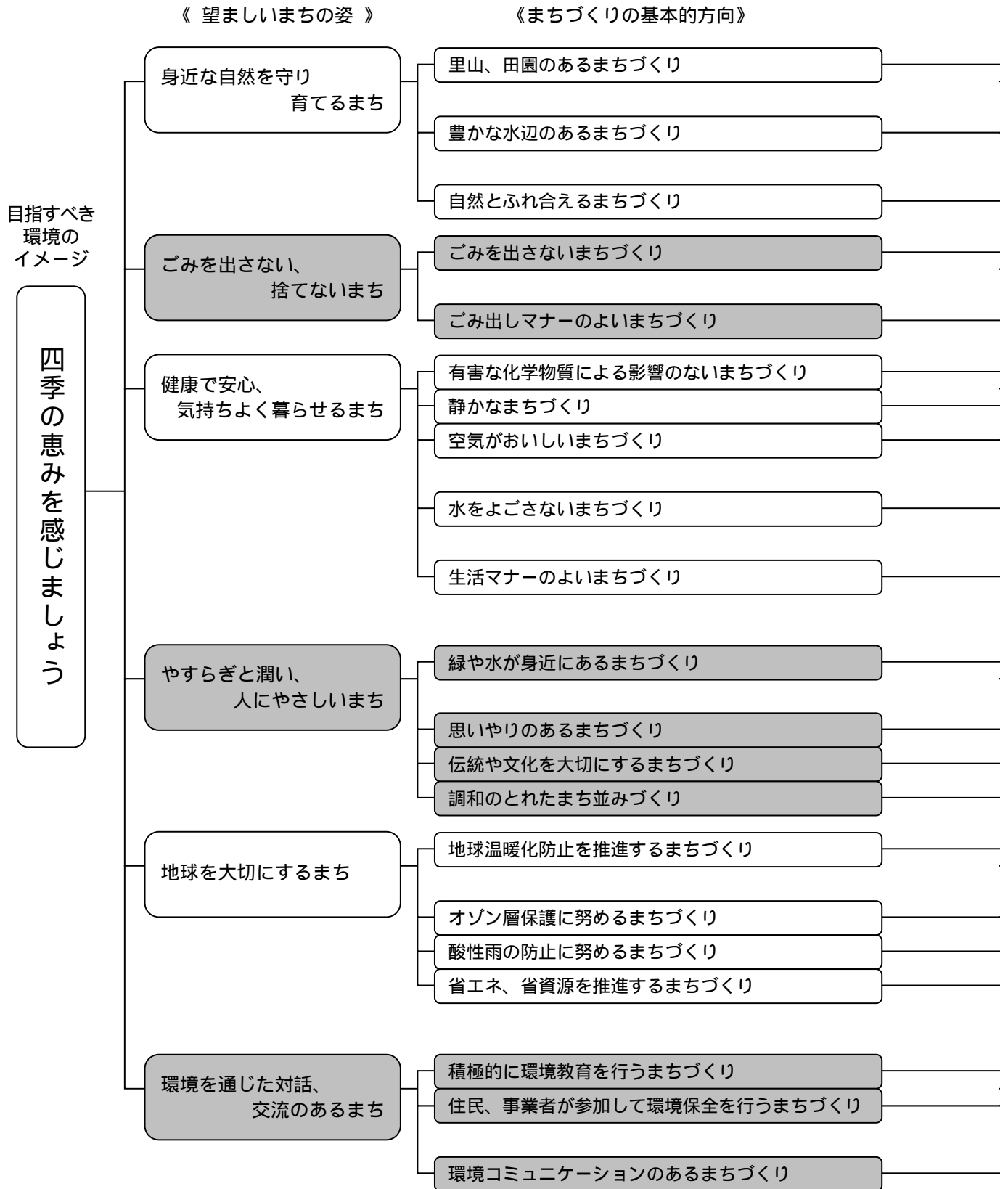
第1章 施策の体系

第2章 基本的施策と具体的手法

1. 「身近な自然を守り育てるまち」を目指して
2. 「ごみを出さない、捨てないまち」を目指して
3. 「健康で安心、気持ちよく暮らせるまち」を目指して
4. 「やすらぎと潤い、人にやさしいまち」を目指して
5. 「地球を大切に作るまち」を目指して
6. 「環境を通じた対話、交流のあるまち」を目指して

第1章 施策の体系

望ましいまちの姿を実現するために、住民・事業者・行政が協力して行うべきまちづくりの方向を、望ましいまちの姿ごとに次のように設定します。



《 施 策 の 方 針 》

<ul style="list-style-type: none"> ・里山の土地空間の保全を図る。 ・多様な生態系の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全を図る。 ・里山の管理システムの構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・河川流量の確保を図る。 ・河川およびため池の水質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の自然の保全と創造を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあえる場の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあえる機会の創出を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生および排出抑制を推進する。 ・リサイクル（リユース含む）を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しルールの徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境リスクの低減を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における騒音対策を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス対策を推進する。 ・事業活動における大気汚染物質排出対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼き防止対策を推進する。 ・悪臭対策を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策を推進する。 ・事業活動における排水対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体との協力を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の雑草対策を推進する。 ・ごみのポイ捨ておよびフン害対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放置・乗り捨て自転車および放置自動車対策を推進する。 ・近隣騒音対策を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の緑の保全と創造を図る。 ・公園整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすい水辺空間の創造を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしい安全な道づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化遺産の保全と活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事の継承を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・里山・田園景観の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市・地域景観の保全と形成を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガスの削減を推進する。 ・燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層破壊物質の排出抑制対策を推進する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・酸性雨原因物質の排出削減を推進する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーを推進する。 ・未利用エネルギーの導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・節水の促進と水資源の有効利用を図る。 ・省資源を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、環境学習の機会の提供を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、環境学習の場の整備を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動を支援する。 ・環境保全への積極的な参加を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が行う環境保全活動への支援および指導を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境を通じたコミュニケーションを図る。 	

第2章 基本的施策と具体的手法

1. 「身近な自然を守り育てるまち」を目指して

(1) 里山、田園のあるまちづくり

身近な自然を守り育てるまち

里山、田園のあるまちづくり

大草丘陵から旧愛知青少年公園を経て三ヶ峯丘陵にいたる地域には、人手によって成立し、維持管理されてきたアカマツやコナラの雑木林が広がっており、まとまった緑地を形成しています。

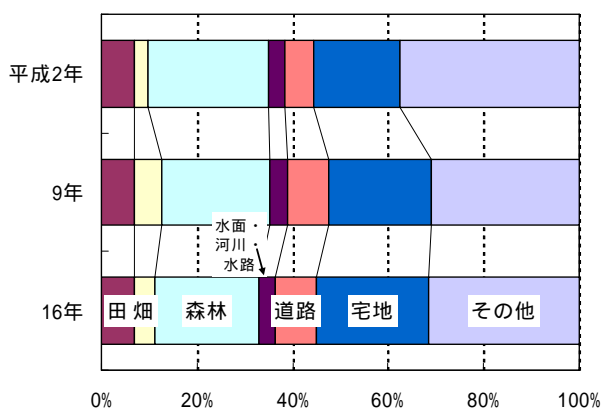
里山は、このような樹林や周囲の農地、ため池、湿地、小川、草地等が一体となって形成された多様な環境であり、植物や鳥、昆虫等さまざまな生物が生育・生息し、多様な生態系を形成しています。なかには、シラタマホシクサやモンゴリナラ、ハッチョウトンボ、ギフチョウ等の貴重な動植物も生育・生息しています。一方、香流川沿いに広がる農地は住民にとって身近な自然としての役割を果たしています。

しかし、近年は土取りや開発行為、商業施設の立地や農家の分家の建設等により、里山や香流川沿いに広がる農地の土地空間そのものが虫食い状に失われつつあります。また、下草刈り等の手入れ不足による里山の質の低下、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農地の休耕地化が進んでいます。さらに、心無い人による外来生物の移入による生態系への影響が、全国的に問題になっています。

これに対し本町では、2002(H14)年度に策定した田園バレー構想に基づき、上郷地区において不耕作地を利用した市民農園（畑・水田）の整備や環境保全型農業を進めてきました。

このような特徴を踏まえ、身近な自然を守り育てるまちの実現のため、里山や農地を空間として保全するだけでなく、動植物の保護や里山の管理システムの構築を含め、「里山、田園のあるまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料)「土地に関する統計年報」(愛知県)
地目別土地面積の推移

森林面積は減少傾向にあり、現在は町域の約 22%となっています。

平成 12 年度以降、町では、森林整備計画、長久手町土地利用計画、農業振興地域整備計画を策定しました。

平成 14 年度に田園バレー構想の基本計画を策定し、自然と共生するくらしの実現を目指した取り組みが始まりました。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
保全のための制度	みどりの条例に基づく開発行為に関する指導要綱	みどりの条例に基づく開発行為に関する指導要綱(見直し後)	里山や農地を保全するための制度等を定め、機能的に運用する	

残された主な課題

- ・ 経済的措置等の規制・誘導的手法の検討
- ・ 動植物の生育・生息状況の実態把握およびそれに基づく保護対策の実施
- ・ 里山・田んぼの保全に対する意識啓発
- ・ 自然観察会など野生動植物と接する機会の確保
- ・ 田園バレー事業の活用
- ・ 管理システムの早期整備

施策の方針

- 里山の土地空間の保全を図る。
- 多様な生態系の保全を図る。
- 農地の保全を図る。
- 里山の管理システムの構築を図る。

基本的施策と具体的手法

里山の土地空間の保全

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 東部丘陵の緑地の保全	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
緑地保全に対する行政の姿勢を地主等に周知する。					
樹林伐採や土取りの規制について検討する。					
緑地の保全を図るための規制・誘導手法を検討する。					
里山の保全に関する補助金交付事業について検討する。					
土取り事業に対し、植林や表土の埋め戻し義務化等を進める。					
土取りにおいて産業廃棄物等がもち込まれないよう、監視体制を強化する。					
今後着手する事業例 ・景観計画による検討を行う					

【基本的施策】 樹林の計画的保全	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
自然環境調査を実施する。					
土地利用計画を策定する。					
今後着手する事業例 ・自然環境調査を実施する					

多様な生態系の保全

【基本的施策】 動植物の保護	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
湿地や樹林等における希少種の生育・生息場所の保全対策を講じる。					
貴重な動植物をまちの天然記念物として指定することを検討する。					
今後着手する事業例 ・自然環境調査を実施し、希少種の生育・生息環境を把握し保全対策を講じる					

【基本的施策】 多様な生態系の保全および生息環境の創造	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
生態系調査を実施する。					
土地利用計画を策定し、自然豊かな地域を計画的に保全する。					
都市林についての計画の具体化、実現化を図る。また、緑地整備事業を推進する。					
有機農業や低農薬農法等の自然と共生する農業を推進する。					
今後着手する事業例 ・香流川緑地整備事業 ・長湫中部1号緑地整備事業					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 動植物の保護意識の啓発	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
本町に生育・生息する動植物の情報提供等により、保護意識の啓発を図る。					
貴重種の採取に対する監視ボランティアの設立等、住民参加による動植物保護のシステムを検討する。					
今後着手する事業例 ・動植物の生育・生息情報を提供すると共に、外来生物法の周知により在来の生態系の保護意識を高める					

農地の保全

【基本的施策】 農地の計画的保全	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
土地利用計画を策定する。					
農業振興地域整備計画による計画的な農地保全を図る。					
今後着手する事業例 ・農業振興地域整備計画の継続的な見直し					

【基本的施策】 遊休農地対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
地域特産物の栽培、教育、交流、福祉の場等、農地に多様な機能をもたせ、活用する。					
市民農園の整備を検討する。					
景観形成作物*の栽培を推進し、緑地景観としての保全を図る。					
新たな地域コミュニティによる農地の管理を推進する。					
今後着手する事業例 ・長久手町田園バレー交流拠点施設の新設 ・長久手農楽校卒業生による組織のNPO化と農業参入					

*景観形成作物

収穫を目的とせず、景観の形成を目的としたヒマワリ、コスモス、菜の花、レンゲ等の作物のことです。

【基本的施策】 農業の育成	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
「NAGAKUTE」ブランド作物の認定と、直販ルートの構築を推進する。					
担い手農家への優良農地の利用集積や農作業の受委託を推進する。					
今後着手する事業例 ・田園バレー会議のなかで、作物の認定や直販に関する事項を検討する					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 消費者と生産者の関係強化の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
農業従事者と消費者となる住民の交流を図る。					
中学生による体験稲作の実施を推進する。					
保育園、小学校による体験稲作を継続する。					
今後着手する事業例 ・平成こども塾の活動のなかで、児童・生徒の稲作体験等を検討する ・農業体験を通して食育*を行う					

*食育

心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけることを目指すものです。

里山の管理システムの構築

【基本的施策】 住民参加による適切な維持管理システムの構築	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
里山の重要性と管理上の問題や自然保全思想に関する情報を広報紙やCATV等で紹介し、普及啓発に努める。					
住民活動団体、地主、行政が協議し、協力できるシステムの構築を図る。					
ボランティアとして保全に積極的に協力してもらえるような住民団体を支援する。					
里山管理ボランティアの設立を検討する。					
今後着手する事業例 ・平成こども塾の里山保全プログラムを企画し、里山保全に関する啓発に努める					

(2) 豊かな水辺のあるまちづくり

身近な自然を守り育てるまち

豊かな水辺のあるまちづくり

本町には、まちの南東から北西に流れる香流川をはじめとする 15 の河川と、80 を超えるため池があります。

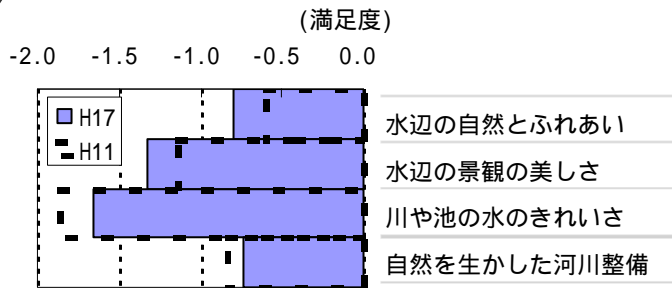
香流川とその支流には、護岸されて水際植生や生物の生息がほとんど見られない区間と、護岸されてはいるものの水際植生があり比較的生物の見られる区間と、全く護岸されていない区間があります。

一方、ため池は、農業の衰退等にもない、本来の農業用施設としての機能は低下していますが、水際植生が豊かで生物の生息環境としての機能に優れたアヤマ池、生物の多様性は低いと考えられますが水面が大きく鳥の休息地となっている立石池、公園化され住民に親しまれている杵ヶ池等、さまざまな性格をもつため池があります。

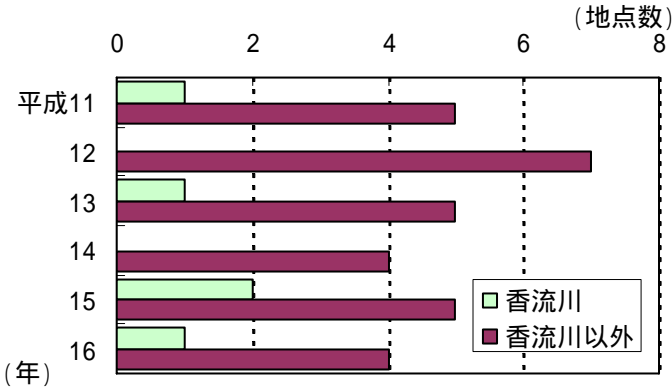
しかし、近年は人口増加等による河川やため池の水質悪化、護岸等の改修工事の実施、土地区画整理による河川の暗渠化やため池の消失等により、生物の生息できる自然豊かな水辺は減少しています。住民の水環境に対する不満は、2005(H17)年度のアンケート結果でも多くなっています。

このような本町の特徴を踏まえ、身近な自然を守り育てるまちの実現のため、動植物が生育・生息できる、「豊かな水辺のあるまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料) 住民意識調査(平成11年度、平成17年度)



注) 香流川6地点、香流川以外9地点の調査結果より。

資料) 「清掃事業概要」(長久手町)

BOD75%値が環境基準を満足しない河川の地点数

水辺の環境に対しては、平成11年度、平成17年度ともに満足している人よりも不満を持っている人のほうが多くなっています。

河川の水質は、BOD75%値が環境基準を満足しない地点が、香流川以外の河川で経年的に確認されています。

進捗状況

指 標			【現 況】		【目 標】	
			1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010(H22)年度	2020(H32)年度
河川およびため池の水質に関する環境基準適合割合(河川はD類型、ため池はB類型とする)	香流川	BOD	93.8%	96.4%	100%	100%
		他の項目	100%	100%	100%	100%
	その他の河川	BOD	59.5%	82.3%	80%	100%
		他の項目	100%	100%	100%	100%
	ため池	BOD	100%	75%	100%	100%
		他の項目	75%	87.5%	100%	100%
住民満足度	水辺の景観の美しさ		-1.14	-1.33	+2.0	+2.0以上
	川や池の水のきれいさ		-1.87	-1.66	+2.0	+2.0以上
	自然を生かした河川整備		-0.84	-0.74	+2.0	+2.0以上

残された主な課題

- ・ 一層の生活排水対策の推進

施策の方針

- 河川流量の確保を図る。
- 河川およびため池の水質の向上を図る。
- 水辺の自然の保全と創造を図る。

基本的施策と具体的手法

河川流量の確保

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 雨水かん養機能のある樹林や農地の保全、育成	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
みどりの条例に基づく事前協議における指導（土取り後の緑化指導）を強化する。					
施策の方針「里山の土地空間の保全」(P.30)、「農地の保全」(P.31)参照。					

河川およびため池の水質の向上

【基本的施策】 水質に関する現状把握	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
水質データの定期的な測定と公表を行う。					

【基本的施策】 生活排水対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
生活排水改善のための啓発に努める。					
下水道の整備を推進し、下水道等の利用を促進する。					

【基本的施策】 水質浄化対策の検討	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
河川内浄化について検討する。					

水辺の自然の保全と創造

【基本的施策】 生態系に配慮した河川、ため池等の保全、整備	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
香流川の水辺は、河川とのふれあいの場として整備する。					
立石池については、環境教育等の実践の場として、水環境整備事業による整備を図る。					

【基本的施策】 水辺の自然の保全と創造に関する環境保全活動への支援	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
川にごみを捨てないように啓発活動を推進する。					

(3) 自然とふれあえるまちづくり

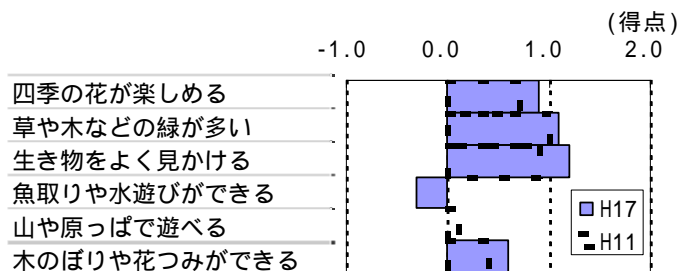
身近な自然を守り育てるまち
自然とふれあえるまちづくり

本町の恵まれた身近な自然を守り育てるためには、まず、私たち一人ひとりが身近な自然にふれ、その素晴らしさを知り、保全することの必要性を認識することが重要です。

2005(H17)年度のアンケート結果では、1999(H11)年度と同様、住民、小学生ともに、草木や生き物の多さには満足している人の方が不満な人より多くなっていますが、水辺の自然とのふれあいには不満をもっている人の方が多くなっています。2005(H17)年に開催された愛・地球博においても、里山の自然体験ができるプログラムが導入されました。

このような現状から、身近な自然を守り育てるまちの実現のため、「自然とふれあえるまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料) 住民意識調査 (平成 11 年度、平成 17 年度)

家の周りのようす (小学生)

小学生のアンケート結果によると、家の周辺の緑や生き物の多さには「ある」と答える人が多くなっています。一方遊べる場所については「ない」と答える人が多く、平成 11 年度と比較しても少なくなっています。

進捗状況

指 標		【現 況】		【目 標】	
		1999(H11)年度	2005(H17)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
住民満足度	動物とのふれあい	-0.09	-0.20	+2.0	+2.0 以上
	植物とのふれあい	+0.29	+0.35	+2.0	+2.0 以上
	水辺の自然とのふれあい	-0.60	-0.80	+2.0	+2.0 以上

残された主な課題

- ・ 整備後の緑地の活用プログラムの作成
- ・ 調査の頻度および地点数の検討

施策の方針

- 自然とふれあえる場の整備を図る。
- 自然とふれあえる機会の創出を図る。

基本的施策と具体的手法

自然とふれあえる場の整備

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 里山や田園の自然とふれあえる場の整備	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
東部地域の里山を自然観察等の体験の森として活用を検討する。					
都市林についての計画の具体化、実現化を図る。					
市民緑地制度*の活用を検討する。					
遊休農地等を活用した市民農園の整備を検討する。					
今後着手する事業例 ・平成こども塾活動拠点施設整備事業					

*市民緑地制度

緑地の確保を目的として、行政が土地所有者から土地を借り受け、緑地として整備し、住民に開放する制度です。借り受けた契約の期間は、緑地の管理は行政が行うこととなります。

【基本的施策】 水辺の自然とふれあえる場の整備	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
香流川整備計画、立石池整備を推進する。					
学校内におけるビオトープ*の創出を推進する。					

*ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Top を合成したドイツ語で、「野生生物の生息空間」を意味します。生態学的には「生物の生息に必要な最小単位の空間のこと」とされています。一般にはトンボ池等ある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかに使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間等として幅広く使われることもあり、郊外から都市にかけての水辺、湿地、草地から森林にいたるまでの水と緑を結びネットワーク化までを考慮した概念です。

自然とふれあえる機会の創出

【基本的施策】 里山や田園の自然とふれあえる機会の創出	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
自然観察会を開催する。					
子どもエコクラブやネイチャー探検隊の活動を推進する。					

【基本的施策】 水辺の自然とふれあえる機会の創出	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
住民の参加で水質調査や水生生物調査等を実施する。					

2. 「ごみを出さない、捨てないまち」を目指して

(1) ごみを出さないまちづくり

ごみを出さない、捨てないまち

ごみを出さないまちづくり

廃棄物の処理問題は、全国のおよび世界的に重要な課題となっており、大量生産・大量消費の社会構造を見直す時期にきています。

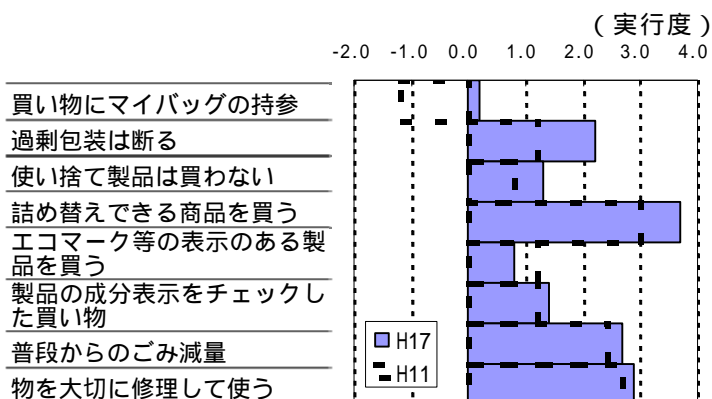
本町では、家庭から発生するごみから資源回収が進み、一人1日当たりのごみ発生量は減少傾向にあります。しかし、人口増加や店舗等の事業所の増加にともない、まち全体のごみ発生量は増加傾向が続いています。

また、本町は今後も土地区画整理事業を中心とした住宅地の整備を計画しており、人口の増加が見込まれることから、将来的にもまち全体のごみ発生量は増加すると考えられます。

このように、今後ごみ発生量の増加が予想される本町においては、ごみとして捨てる段階で対策を考える前に、生産や流通、ライフスタイルにまでメスを入れ、廃棄物が発生しない仕組みを探さなければなりません。

2000(H12)年度に成立した循環型社会形成推進基本法によると、施策の優先順位は発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分となっています。本町もこれに従い、ごみを出さない、捨てないまちを実現するため、「ごみになるものを買わない、もらわない」という意識改革を含め、「ごみを出さないまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化

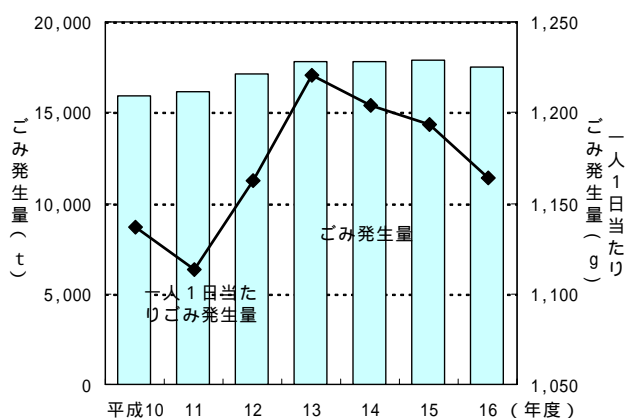


資料) 住民意識調査 (平成 11 年度、平成 17 年度)
 ごみ減量に関する行動

現在、町収集の分別品目は、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源(びん、かん、古紙、古着・古布、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の8品目で、このほかに廃乾電池、廃天ぷら油、牛乳パック、住民団体による資源回収が行われています。

住民のごみ減量に関する行動は、平成 11 年度と比較すると実行度が高くなっています。

一人1日当たりのごみ発生量(資源を含む)は、平成 13 年度以降は減少傾向にあり、平成 16 年度の町全体の発生量は前年度より減少しました。



資料) 「清掃事業概要」(長久手町)
 ごみ発生量の推移

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
一人1日当たりごみ発生量	1,119g/人・日	1,164g/人・日	1,000 g/人・日	900 g/人・日
リサイクル率	16.6%	20.1%	30%	35%

残された主な課題

- ・資源ごみも含めた一層のごみの排出量の削減およびリサイクルの推進
- ・行動指針の策定および普及啓発

施策の方針

- ごみの発生および排出抑制を推進する。
- リサイクル（リユース含む）を推進する。
- ごみの適正処理を推進する。

基本的施策と具体的手法

ごみの発生および排出抑制の推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 住民・事業者・行政が一体となったごみ減量化推進体制の確立	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
ごみ減量のネットワークの構築を推進する。					
ごみの発生および排出抑制の意識啓発活動を推進する。					
ごみの発生および排出の少ない製品の製造および販売を促進する。					
ごみ処理費用負担の公平化を検討する。					
デポジット制度導入や買い物袋持参運動を支援する。					
今後着手する事業例 ・循環型社会をつくる3Rの推進を働きかける					

【基本的施策】 住民、事業者のためのごみ減量行動指針の策定	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
環境配慮指針、ローカルアジェンダを策定し、ごみ減量を推進する。					
今後着手する事業例 ・環境基本計画に示した住民・事業者の取り組みを周知する					

リサイクル（リユース含む）の推進

【基本的施策】 ごみ分別の強化とリサイクルの推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
リサイクルの拠点となる施設の整備を検討する。					
分別意識の高揚を図る。					
行政が率先してごみ分別の強化とリサイクルを実施する。					

【基本的施策】 生ごみの堆肥化の推進（各家庭、事業所、学校）	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
堆肥の提供・利用システムの構築を検討する（例：市民農園における使用）。					
生ごみ処理機購入の補助制度を継続する。					
剪定枝、剪定木のチップ化を推進する。					
今後着手する事業例 ・民間の剪定枝・剪定木チップ化および堆肥化					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 事業系ごみのリサイクルの推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
製造・販売段階でのごみの発生および排出抑制を図るとともに、リサイクルを推進する。					
事業系ごみのリサイクルルートの確立を支援する。					
ECO 推進店の認定制度の導入を推進する。					
今後着手する事業例 ・循環型社会をつくる3Rの推進を働きかける ・愛知県のHPの「産業廃棄物広域交換情報」などの情報交換の場を紹介する					

【基本的施策】 不用品再利用システムの整備	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
リサイクル商品の使用拡大を図る。					
リサイクルマーケットの開催を継続する。					
粗大ごみの再利用を図るためのリサイクル施設の整備を検討する。					

ごみの適正処理の推進

【基本的施策】 ごみ分別収集の徹底	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
自治会等の住民組織との協力体制を構築する。					

【基本的施策】 ごみの焼却処理の自粛の促進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
野焼き等によるごみの焼却行為の自粛を促すとともに、適正処理に関する啓発を推進する。					

【基本的施策】 ごみの適正処理に関する情報の提供	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
廃棄物に関する処理方法、処理先等の情報を提供する。					

(2) ごみ出しマナーのよいまちづくり

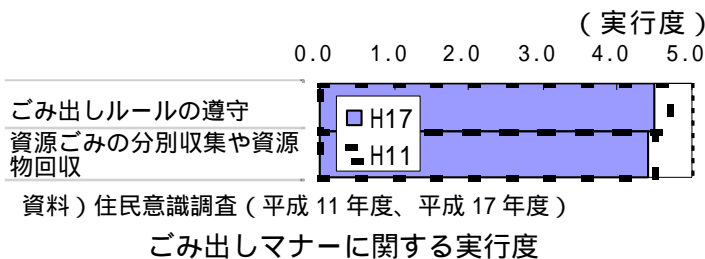
ごみを出さない、捨てないまち
ごみ出しマナーのよいまちづくり

本町は、学生や単身者等の一人住まいの若者が多く、また転出や転入による人口移動が、それぞれ年間3,000人以上と多くなっています。

このようなことも原因の一つと考えられますが、ごみ出し時間や分別方法が周知されず守られないなど、ごみ出しマナーの悪さが問題となっています。

ごみを出さない、捨てないまちを実現するために、「ごみを出さないまちづくり」を進めることはもちろん、リサイクルの推進や住民の意識向上のためにも、「ごみ出しマナーのよいまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



住民のごみ出しマナーに関する行動の実行度は、平成11年度よりもやや低くなったものの、「いつも実行している」(実行度=5)に近い状況にあります。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
ごみ出しマナーが恒常的に悪い集積場の割合	全集積場の数 682箇所	11%	0%	0%

施策の方針

ごみ出しルールの徹底を図る。

不法投棄の防止を図る。

基本的施策と具体的手法

ごみ出しルールの徹底

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 ごみ出しルールやマナーの徹底	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
衛生委員を中心に、地域におけるルールの徹底を図る。					
大学、学生自治会、大学生協等を通して、ごみ出しルールの徹底を図る。					
単身用集合住宅等については、地域や所有者および管理会社との連携強化を図る。					

不法投棄の防止

【基本的施策】 不法投棄対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
定期的なパトロールを実施し、不法投棄を未然に防ぐ。					
不法投棄防止の住民意識の啓発活動を実施する。					
不法投棄の場となりやすい場所については、所有者（管理者）による自主的防止策について協力する。					

3. 「健康で安心、気持ちよく暮らせるまち」を目指して

(1) 有害な化学物質による影響のないまちづくり

健康で安心、気持ちよく暮らせるまち

有害な化学物質による影響のないまちづくり

現在、私たちの身近で使用されている多種多様な化学物質のなかには、その有害性が指摘されているものがあります。このような化学物質のなかには、人体への影響との因果関係や影響の程度が明確でない物質も少なくありません。

町内には大学や民間の研究施設が多くあり、さまざまな化学物質が使用されていると考えられますが、その管理や処理等について、正確な情報が不足しています。

ダイオキシン類や環境ホルモン等については国の対策が進み、さらに他の化学物質についても PRTR 制度*等により管理と情報公開が進められていますが、一層の環境リスク*の低減が求められます。

このような現状を踏まえ、健康で安心して気持ちよく暮らせるまちの実現のため、事業者が化学物質を適正に管理し、住民も身の回りに使われている化学物質についての正しい知識をもった、「有害な化学物質による影響のないまちづくり」を進めます。

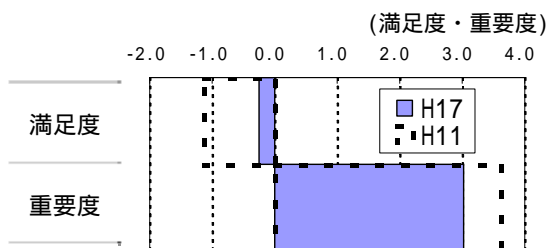
* PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度

工場、事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するものです。つまり、化学物質の排出・移動量の登録を通じて、環境リスクを管理するものです。

*環境リスク

化学物質等による環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ（可能性）を示します。リスクは、「発生の不確かさ」と「影響の大きさ」で評価されます。

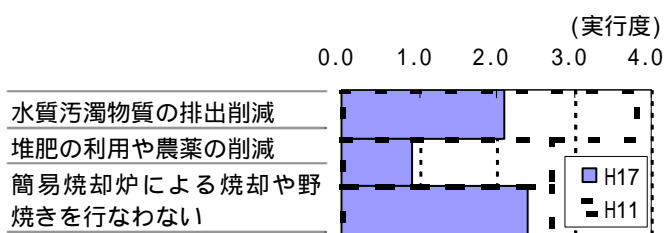
環境・意識の変化



資料) 住民意識調査 (平成 11 年度、平成 17 年度)
ダイオキシンなど有害化学物質対策に関する
満足度と重要度

住民の有害化学物質対策に関する満足度は平成 11 年度より高くなりました。重要度は平成 11 年度よりやや低くなりました。

事業者の有害化学物質対策に関する行動の実行度は、全体的に平成 11 年度より下がり「今はしていないが今後実行したい」(実行度 = 2) 程度になっています。



資料) 事業者意識調査 (平成 11 年度、平成 17 年度)
有害化学物質対策に関する行動の実行度

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11) 年度	2004(H16) 年度	2010 (H22) 年度	2020 (H32) 年度
情報の提供の状況	0 回	0 回	年 4 回	年 4 回

残された主な課題

- ・ 環境省の化学物質対策等の情報提供

施策の方針

環境リスクの低減を図る。

基本的施策と具体的手法

環境リスクの低減

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 化学物質の適正管理に関する取り組みの推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
危険物取り扱い施設における危険物管理の指導を行う。					
研究施設等における有害化学物質の適正管理計画および緊急時対策計画作成を促進する。					

【基本的施策】 化学物質の環境リスクに関する情報提供	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
化学物質の環境リスクに関する情報を収集し、インターネットや広報で住民や事業者へ情報提供を行う。					
環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）*制度の啓発を行う。					
今後着手する事業例 ・PRTR制度を一般住民にも広報等を通じて周知する					

*環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）

工場、事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するものです。つまり、化学物質の排出・移動量の登録を通じて、環境リスクを管理するものです。

(2) 静かなまちづくり

健康で安心、気持ちよく暮らせるまち

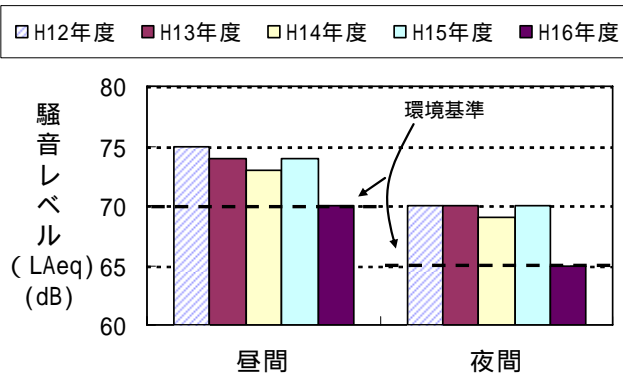
静かなまちづくり

健康で安心して毎日の生活を送るためには、静かな環境は欠かすことのできない重要な要素であり、将来の望ましい環境の理想像として「静かさ」を求める声が多くなっています。

しかし、全国的に見ると、幹線交通を担う道路に近接する空間では、昼夜とも環境基準を満足する地点は全体の66%(2004[H16]年度)と決して多くはありません。本町においても、幹線道路である主要地方道力石名古屋線では、平成16年度は環境基準を満足したものの、それ以前の調査では昼間、夜間ともに環境基準を超えています。住民からは静けさに対する不満があり、住民が考える望ましい環境において、静けさが重要であるとする住民が多くなっています。また、日常生活から発生する生活騒音(音楽やペットの鳴き声等)の苦情が増加しており、深夜飲食店や住工混在地区における工場から発生する騒音、自動車による騒音への苦情も依然発生しています。

このような現状を踏まえ、健康で安心して気持ちよく暮らせるまちの実現のため、道路交通騒音や工場騒音による騒音被害のない、「静かなまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



主要地方道力石名古屋線の沿道では、騒音は低下傾向が見られ、平成16年度には昼夜ともに環境基準を満足しています。

資料)「自動車騒音調査結果」(愛知県)
主要地方道力石名古屋線沿道の騒音測定結果の推移

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2005(H17)年度	2010(H22)年度	2020(H32)年度
住民の満足度 静けさ	-0.29	-0.14	+1.0	+2.0以上

残された主な課題

- ・自動車交通戦略を生かした自動車交通量の削減
- ・自動車交通による環境負荷の低減の推進
- ・工場・事業場における公害防止対策の把握
- ・工場・事業場における公害防止対策の継続

施策の方針

道路交通騒音対策を推進する。

事業活動における騒音対策を推進する。

基本的施策と具体的手法

道路交通騒音対策の推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 自動車利用を減らすことによる交通量の削減の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
東部丘陵線に合わせた路線バス、N-バスの再編による公共交通機関の整備と利用を推進する。					
東部丘陵線に合わせ、パーク・アンド・ライド*方式の導入や駐輪場の確保・整備について検討する。					
徒歩および自転車利用の促進を図るための施設整備を行う。					
今後着手する事業例 ・エコポイントの導入による東部丘陵線への誘導 ・地下鉄藤が丘方面への路線バスの充実 ・N-バスルート再編による鉄道へのアクセス路確保 ・パーク・アンド・ライドの推進 ・大学における自動車通学抑制策の実施 ・カーシェアリング*の導入促進					

*パーク・アンド・ライド

都市周辺駅に駐車場を設置することにより、公共輸送機関への乗り換えを促進し、都市内への集中する自動車交通量の削減を図る方式。

*カーシェアリング

1台の自動車を複数の会員が共同で使用する利用形態。利用時間や距離などで費用を分担する。

【基本的施策】 道路交通騒音低減対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
排水性舗装の導入を検討する。					

【基本的施策】 生活道路における騒音対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
コミュニティゾーンの設置等により、住宅地内への通過車両の侵入を抑制する。					

【基本的施策】 騒音の状況の把握	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
定期調査等による騒音監視を図る。					

事業活動における騒音対策の推進

【基本的施策】 公害防止協定の適切な運用	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
法令の改正や住民の要望等に対応して、協定内容を適宜見直す。					
協定を遵守するように指導する。					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】工場立地の適正化と、住宅と工場の混在による騒音対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
新たな市街地には地区計画制度等の活用を検討し、住宅と工場の混在のない土地利用を図る。					
住宅と工場が混在している地区においては、緑化の推進による騒音等の低減や工場の移転促進等を図る。					
工場、事業所に対し、公害防止のための施設整備に対する融資等を推進する。					
今後着手する事業例 ・愛知県環境対策資金融資制度の紹介					

【基本的施策】土取り事業や建設作業による騒音低減対策の指導強化	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
低騒音型の機械等の利用や騒音低減につながる工法を採用するよう指導する。					
現場への大型車の集中による騒音の低減に努めるよう指導する。					

(3) 空気がおいしいまちづくり

健康で安心、気持ちよく暮らせるまち

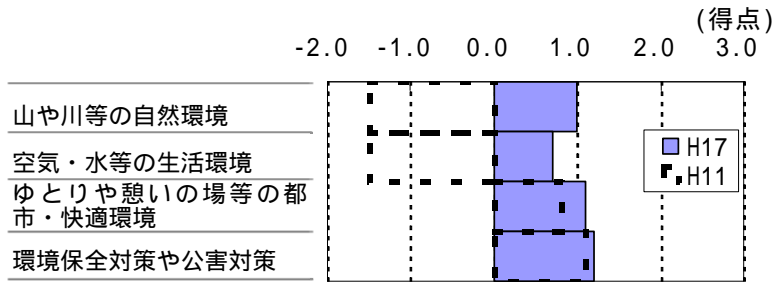
空気がおいしいまちづくり

本町には、大気を汚染するような工場こそないものの、幹線道路では交通が集中し、慢性的に渋滞が発生しており、沿道の大気環境が悪化していると考えられます。また、長久手中学校で愛知県が行った調査によると、光化学オキシダントは経年的に環境基準を超えています。二酸化硫黄は三宅島が噴火した平成12年以降、火山ガスの影響を受けていますが、増加傾向が見られます。

一方、住民が考える望ましい環境において、「空気のさわやかさ」は、1999(H11)年に実施した住民アンケートによると最も重要であると考えられています。

このような現状を踏まえ、健康で安心して気持ちよく暮らせるまちの実現のため、自動車排出ガスを減らし、空気がきれいでごみの野焼きや悪臭のない、「空気がおいしいまちづくり」を進めます。

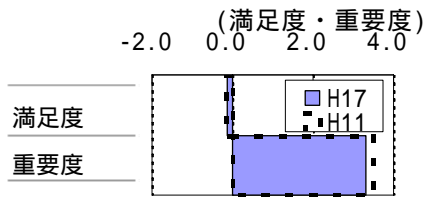
環境・意識の変化



住民は、以前(5年ぐらい前)と比べて空気・水の生活環境はよくなっていると評価していますが、大気質は環境基準を満足していない項目があります。

また、空気のさわやかさは、平成11年度と同様に満足度は低く、重要度は高くなっています。

資料) 住民意識調査(平成11年度、平成17年度)
以前に比べた環境の変化



資料) 住民意識調査(平成11年度、平成17年度)
空気のさわやかさに関する満足度・重要度

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010(H22)年度	2020(H32)年度
大気汚染に係る環境基準適合状況	二酸化硫黄			
	二酸化窒素			
	一酸化炭素			
	浮遊粒子状物質			
	光化学オキシダント	×	×	

残された主な課題

- ・自動車環境戦略を生かした自動車交通量の削減
- ・低公害車のメリットと補助制度の周知
- ・ノーカーデーの周知
- ・工場・事業場における公害防止対策の継続
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例第66条「屋外燃焼行為の制限」の徹底
- ・水洗化の促進

施策の方針

- 自動車排出ガス対策を推進する。
- 事業活動における大気汚染物質排出対策を推進する。
- 野焼き防止対策を推進する。
- 悪臭対策を推進する。

基本的施策と具体的手法

自動車排出ガス対策の推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 自動車利用を減らすことによる交通量の削減の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「静かなまちづくり」の基本的施策「自動車利用を減らすことによる交通量の削減の推進」(P.49)参照					

【基本的施策】 低公害車への転換と普及の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
エコカー導入を推進する。					
住民への情報提供と啓発を推進する。					
今後着手する事業例 ・愛知県の低公害車購入助成制度の紹介					

【基本的施策】 自動車排出ガス削減に関する意識の啓発	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
ノーカーデーの普及啓発を行う。					
アイドリングストップ運動等、環境にやさしい運転マナーの啓発を行う。					

【基本的施策】 大気汚染状況の把握	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
大気汚染状況の調査手法、調査頻度等を具体的に検討し、大気汚染状況の監視を図る。					

事業活動における大気汚染物質排出対策の推進

【基本的施策】 工場、事業所における大気汚染物質の排出削減の指導の継続	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
ボイラー、焼却炉等を使用している事業所の実態把握に努める。					
今後着手する事業例 ・大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の把握と実態調査の実施					

【基本的施策】 土取り現場および土砂等運搬車両から飛散する粉じんの飛散防止対策の指導	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
粉じんの飛散防止計画を作成するよう指導する。					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 アスベストの飛散防止対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
アスベストの飛散防止に関する情報の提供を行う。					

野焼き防止対策の推進

【基本的施策】 県民の生活環境の保全等に関する条例第66条「屋外燃焼行為に関する規制」の徹底	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
ごみの野焼きに関する通報体制を確立する。					

*県民の生活環境の保全等に関する条例第66条「屋外燃焼行為に関する規制」

「燃焼に伴ってばい煙、悪臭又はダイオキシン類が発生するおそれがある物で規則で定めるものを屋外において規則で定める焼却炉を用いなくて燃焼させてはならない。」を示します。

【基本的施策】 野焼きや小型焼却炉による一般ごみの焼却自粛に関する啓発および指導の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
焼却自粛に関する個別指導の実施を検討する。					
主な事業所における小型焼却炉使用状況を把握し、代替措置について指導する。					

悪臭対策の推進

【基本的施策】 悪臭の発生源対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
下水道整備を推進する。					
浄化槽の適正管理や側溝の清掃を促進する。					
悪臭発生源関連施設の適正維持管理の指導を行う。					
今後着手する事業例 ・臭気指数の導入を図る。					

【基本的施策】 悪臭防止に関する啓発の実施	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
下水道等への接続や浄化槽の適正管理についての啓発を行う。					

(4) 水をよごさないまちづくり

健康で安心、気持ちよく暮らせるまち
水をよごさないまちづくり

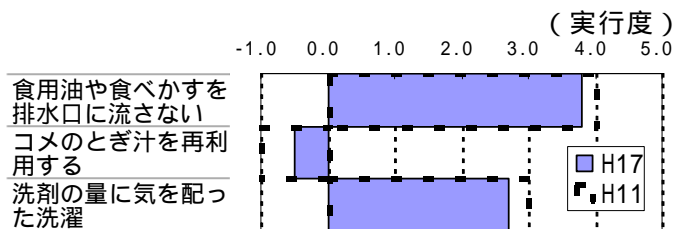
昭和30年代には、香流川にはドンコやアカザ等の比較的水質の良好な河川で見られる魚類が息絶しており、水がきれいであったことがうかがえます。しかし、昭和40年代以降の人口の増加にともない、生活排水により香流川や支流の水質は悪化しています。

2005(H17)年に実施した住民アンケートによると、住民が考える望ましい環境において「河川やため池の水のきれいさ」は、「空気のさわやかさ」に次いで多くなっています。

公共下水道および農業集落排水施設(以下「下水道等」という。)の普及率は2005(H17)年3月末現在で72.2%程度、下水道等が整備されている地区における各家庭の下水道等への接続率も公共下水道で82.1%、農業集落排水で86.6%となっています。また、下水道等が普及していない地域においては、浄化槽の管理不良による悪臭等の苦情が発生しています。

このような現状を踏まえ、健康で安心して気持ちよく暮らせるまちの実現のため、住民による自主的取り組みを含め、「水をよごさないまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料) 住民意識調査(平成11年度、平成17年度)

生活排水に関する実行度

住民の生活排水に関する行動の実行度は、項目により差があります。「コメのとぎ汁を流さない」は実行している人よりも実行しない人の方が多くなっています。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010(H22)年度	2020(H32)年度
下水道等普及率	33.6%	72.2%	74%	85%
水洗化率	61.8%	82.2%	86%	93%
合併処理浄化槽普及率	5.5%	9.7%	50%	100%

残された主な課題

- ・生活排水対策の推進
- ・事業者の排水対策の強化
- ・周辺自治体との情報交換システムの構築

施策の方針

- 生活排水対策を推進する。
- 事業活動における排水対策を推進する。
- 周辺自治体との協力を推進する。

基本的施策と具体的手法

生活排水対策の推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 下水道の整備と各家庭の下水道等への接続の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
下水道の早期整備を推進する。					
下水道等への接続を推進する。					

【基本的施策】 合併浄化槽の普及と浄化槽の適切な維持管理の指導強化	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
単独浄化槽の合併処理化を促進する。					
必要に応じ、浄化槽の適切な維持管理について個別に指導する。					

【基本的施策】 家庭における生活排水改善対策の普及啓発活動の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
台所での排水対策等、各家庭でできる生活排水対策について情報提供、啓発活動を行う。					
生活排水モデル地区による実践活動の実施を検討する。					

事業活動における排水対策の推進

【基本的施策】 下水道整備の推進および利用の促進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
下水道等への接続状況を把握し、個別に接続を指導する。					

【基本的施策】 水質汚濁防止法規制対象外の工場および事業所における排水対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
排水状況の実態を把握し、必要に応じて定期的水質調査の実施、指導を行う。					
必要に応じ、排水処理施設設置を促進する。					

【基本的施策】 工事現場、土取り現場における水質汚濁対策の指導強化	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
水質汚濁防止計画を作成するよう指導するとともに、放流基準値の設定について検討する。					

【基本的施策】 農業における排水対策の促進強化	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
農薬や肥料の適正使用に関する指導を強化する。					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 畜産排水対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
水質への影響について実態を把握し、必要に応じて施設の改善を指導する。					

周辺自治体との協力の推進

【基本的施策】 周辺自治体との協力の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
周辺自治体との情報交換システムを確立する。					

(5) 生活マナーのよいまちづくり

健康で安心、気持ちよく暮らせるまち

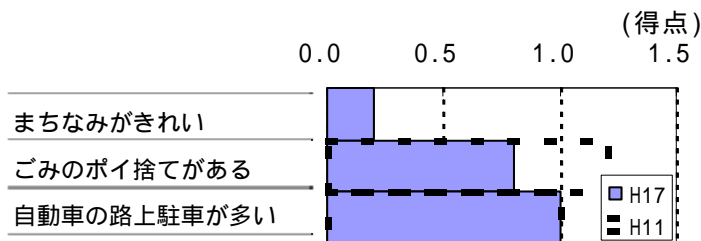
生活マナーのよいまちづくり

市街化区域には、耕作されなくなった農地等が空き地として残っています。このような空き地のなかには、雑草が生い茂り、害虫の発生やごみのポイ捨ての場となったり、見通しの悪さによる交通事故発生等が懸念される場所があります。

環境に関する苦情の約7割は、このような空き地の雑草に関する苦情となっており、土地所有者による草刈り等の管理が求められています。このほかにも、ごみのポイ捨て、ペット等によるフン害、放置自転車等、私たち一人ひとりのマナーの向上により解決できる問題がたくさんあります。

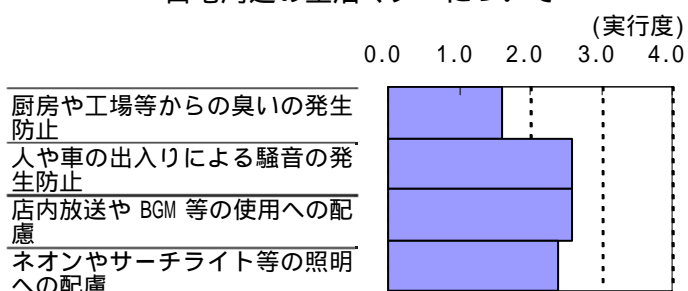
そこで、健康で安心して気持ちよく暮らせるまちの実現のため、住民のマナー向上による、「生活マナーのよいまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料) 小生意識調査 (平成 11 年度、平成 17 年度)

自宅周辺の生活マナーについて



資料) 事業者意識調査 (平成 17 年度)

事業者のマナーに関する行動について

平成 17 年 1 月に、誰もが住みやすい美しいまちを実現するために「長久手町美しいまちづくり条例」を制定しました。

自宅周辺にごみのポイ捨てがあると答えた小学生は、平成 11 年度に比べ減っています。

事業者のマナーに関する行動は、「現在は実施していないが、今後実行したい」(= 2 点) で、ほかの項目より高くなっています。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
雑草に関する苦情件数	100 件	173 件	30 件	10 件

残された主な課題

- ・ 条例の適切な運用

施策の方針

- 市街地の雑草対策を推進する。
- ごみのポイ捨ておよびフン害対策を推進する。
- 放置・乗り捨て自転車および放置自動車対策を推進する。
- 近隣騒音対策を推進する。

基本的施策と具体的手法

市街地の雑草対策の推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 空き地等の地主に対する指導の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
地主に対する管理の啓発活動および個別指導の強化に努める。					

【基本的施策】 地域コミュニティによる雑草対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
地域コミュニティ活動に対し協力支援を図る。					

ごみのポイ捨ておよびフン害対策の推進

【基本的施策】 ごみのポイ捨てやフン害の防止対策の実施	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
ポイ捨ての場となりやすい場所の適切な管理を行い、ポイ捨て防止に努める。					
ポイ捨てやフン害防止の啓発活動を実施する。					
今後着手する事業例 ・美しいまちづくり条例に基づき、ポイ捨てやフン害に関して指導する					

【基本的施策】 地区および住民団体による清掃活動等の支援の継続	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
地域における清掃美化活動を推進する。					
学校行事として、清掃美化活動を推進する。					
今後着手する事業例 ・美しいまちづくり条例に基づく環境美化重点地区を指定し、美化を進める					

放置・乗り捨て自転車および放置自動車対策の推進

【基本的施策】 放置・乗り捨て自転車防止対策の実施	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
放置・乗り捨て自転車の撤去、保管、廃棄等に関する条例、規則等の制定を検討する。					

【基本的施策】 放置自動車の速やかな処理	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
長久手町廃物判定委員会で放置自動車の廃物判定を行う。					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 自転車放置等の防止に対する住民のモラル向上の促進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
放置・乗り捨て自転車追放のための街頭キャンペーン等の啓発活動を実施する。					
自治会をはじめとする地域への追放協力依頼を実施する。					
今後着手する事業例 ・自転車の放置の防止に関する条例に基づき、啓発活動を行う。					

近隣騒音対策の推進

【基本的施策】 近隣騒音防止に対するマナー向上の促進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
マナー向上のための啓発活動を推進する。					
苦情に対する適切な指導に努める。					

【基本的施策】 営業騒音に対する指導の強化	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
深夜営業事業所の実態を把握する。					
防音対策等の指導を行う。					

4. 「やすらぎと潤い、人にやさしいまち」を目指して

(1) 緑や水が身近にあるまちづくり

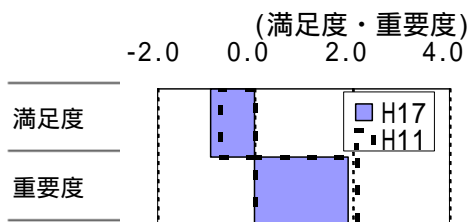
やすらぎと潤い、人にやさしいまち
緑や水が身近にあるまちづくり

市街地の緑や水辺、オープンスペースは、身近な憩いの場を形成し、生活にやすらぎと潤いを与えてくれます。

住民一人当たり都市公園面積は2005(H17)年4月現在で約6.5m²であり、1999(H11)年よりわずかに増加したものの住民アンケートによると、「公園等の憩いの場」や「憩いの場としての水辺」に対する満足度は高くありません。また、住民の要望として「小さい公園が複数あるより大きい公園」、「樹木の多い公園」、「周囲の景観と調和した公園」等、公園の数だけではなく、質の充実を求める声も多くなっています。

そこで、やすらぎと潤い、人にやさしいまちの実現のため、市街地の緑化が進み、水と親しめる河川やため池のある、「緑や水が身近にあるまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料) 住民意識調査(平成11年度、平成17年度)
憩いの場としての水辺に関する満足度・重要度

憩いの場としての水辺については、平成11年度に引き続いて住民の満足度は低く、重要度は高くなっています。

なお、香流川緑地(第一期)および立石池水環境の整備が実施されました。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010(H22)年度	2020(H32)年度
住民一人当たり都市公園面積	5.4m ² /人	6.5m ² /人	15.4m ² /人	20.0m ² /人

残された主な課題

- ・ 緑地整備事業

施策の方針

- 市街地の緑の保全と創造を図る。
- 公園整備を推進する。
- 親しみやすい水辺空間の創造を図る。

基本的施策と具体的手法

市街地の緑の保全と創造

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 市街地の良好な緑地の保全	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
社寺林を保全し、緑に親しむ場として活用を図る。					
新たな市街地等開発が進められる区域については、適切な都市緑地*の指定を行うなど、可能な限り緑地の保全に努める。					
今後着手する事業例 ・長湫南部地区において5.9haの都市計画緑地の決定 ・長湫中部1号緑地整備事業					

*都市緑地

主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地のことです。

【基本的施策】 公共施設および民間施設の緑化の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
公共施設内の緑化を図る。					
道路植栽帯やポケットパーク等の公共用地を、花いっぱい運動等の住民の緑化実践の場として解放する。					
緑地協定等を活用し、店舗、工場、駐車場等の民間施設の緑化を図る。					

【基本的施策】 住宅地の緑化の促進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
美しいまちづくり条例の適切な運用により、開発時の緑化を推進する。					
地区計画、緑地協定等を活用し、緑豊かな住宅地の形成を図る。					
緑化意識の高揚と、緑化に関する普及啓発を推進する。					
生け垣補助制度利用を推進する。					

【基本的施策】 歩行者中心の水と緑のネットワーク化の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
香流川等の河川沿いの道路や歩道の植栽を豊かにし、ネットワーク化を図る。					
土地区画整理地内において緑道の整備を図るとともに、新たな市街地においても適切な配置を行う。					
緑道整備にあたっては、植栽する樹木や施行方法について、周辺環境に配慮し工夫を凝らす。					
今後着手する事業例 ・長湫中部4号緑道の整備 ・長湫南部地区において緑道整備					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 緑化に関する制度の整備、充実	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
緑化に対する各種助成制度の利用を促進するとともに、新たな制度を検討する。					
緑化推進団体および人材の育成に努め、緑化推進体制の充実を図る。					

公園整備の推進

【基本的施策】 新たな市街地における適切な公園整備の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
区画整理整備地区内においては、適切な公園緑地計画を検討する。					
今後着手する事業例 ・長湫南部地区において都市公園を整備 ・長湫中部1号緑地整備事業					

【基本的施策】 総合公園、地区公園整備の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
総合公園を色金山、御嶽山周辺に配置し、計画の具体化、実現を図る。					
地区公園を立石池周辺に配置し、池がもつ自然環境を生かしながら計画的な整備を図る。					

【基本的施策】 特色ある施設整備と管理運営制度の充実	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施設整備計画作成においては、住民意見および地域特性を反映させながら計画する。					
今後着手する事業例 ・長久手中央地区においては、適切な公園緑地計画を検討する ・長湫南部地区において都市公園を整備する ・公園管理において指定管理者制度の導入を検討する					

親しみやすい水辺空間の創造

【基本的施策】 親水機能を高めた河川やため池の改修、整備の実施	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
香流川においては、連続する遊歩道や歩行者自転車専用道路を整備するとともに、環境に応じた水とふれあえる拠点となる「場」を所々に整備する。					
立石池については、自然環境を生かしながら計画的な整備を図る。					

【基本的施策】 親しみやすい水辺空間整備における住民意見の反映	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
実施設計や整備後の維持管理において、住民参加のあり方を検討する。					
住民参加による河川の清掃・美化活動の推進と、活動の支援を行う。					
今後着手する事業例 ・長湫中部1号緑地整備事業において住民参加のあり方を検討する					

【基本的施策】 水質浄化対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「河川およびため池の水質向上」の基本的施策「水質浄化対策の検討」(P.35)参照。					

(2) 思いやりのあるまちづくり

やすらぎと潤い、人にやさしいまち
思いやりのあるまちづくり

「人にやさしい生活空間」という点では、誰もが安全に出かけることができ、公共施設、民間施設にかかわらず必要な施設を快適に利用できることが重要です。

本町においても、人の歩行や自転車走行のしやすい道路への転換や交通安全施設の質的な向上、各種施設におけるバリアフリー^{*}化等の配慮が求められています。

そこで、やすらぎと潤い、人にやさしいまちの実現のため、高齢者や障害者のみならず、すべての人が安全で快適に利用できる道路や施設のある、「思いやりのあるまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化

平成17年1月に「長久手町自動車の放置の防止等に関する条例」および「長久手町自転車等の放置の防止等に関する条例」を制定し、通行上の障害物に対する規制を打ち出しました。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
公共施設および大規模民間施設におけるバリアフリー施設の整備状況	-	-	新設の公共施設および大規模民間施設において、障害者用駐車スペースの確保、階段やスロープへの手すり設置、施設出入口の自動ドア化を行う	既設の公共施設および大規模民間施設において、障害者用駐車スペースの確保、階段やスロープへの手すり設置、施設出入口の自動ドア化を行う

残された主な課題

- ・ 条例の適切な運用
- ・ バリアフリー化の一層の推進

*バリアフリー

高齢者や障害者等の生活や活動に不便な障害を取り除くことです。階段に手すりを設置する、スロープを設ける、通路の段差をなくすなどがあげられます。

施策の方針

人にやさしい安全な道づくりを推進する。

施設のバリアフリー化を推進する。

基本的施策と具体的手法

人にやさしい安全な道づくりの推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 歩行者、自転車の安全確保	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
交差点改良や歩道の整備を推進する。					

【基本的施策】 誰もが安全で快適に利用することができる歩道の整備	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
「人にやさしい街づくり計画」*における基本施策「安心して出かけられる歩道の整備」を推進する。					

*人にやさしい街づくり計画

本町が策定した計画で、子ども、老人、障害者等のすべての人が、公共施設や店舗等を円滑に利用できるまちづくりを推進するための基本方針等を定めた計画です。

【基本的施策】 歩道上の障害物対策の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
放置・乗り捨て自転車の撤去、保管、廃棄等に関する条例、規則の制定を検討する。					
自転車放置等の防止に対する住民のモラル向上のための啓発活動を実施する。					
歩道上に設置された看板等の対策を推進する。					

施設のバリアフリー化の推進

【基本的施策】 公共施設および民間施設におけるバリアフリー化の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
「人にやさしい街づくり計画」における基本施策「気兼ねなく利用できる公共施設の整備」、「誰もが利用できる店舗づくりの誘導」を推進する。					

【基本的施策】 民間事業者への普及啓発、情報提供、指導の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
「人にやさしい街づくり計画」における基本施策「暮らしやすい住宅づくりの支援」、「民間事業者への普及啓発活動」を推進する。					

(3) 伝統や文化を大切にすまちづくり

やすらぎと潤い、人にやさしいまち

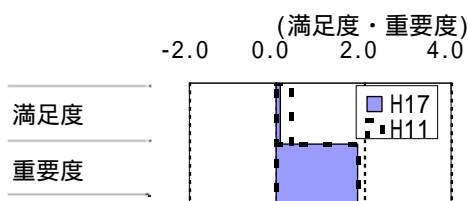
伝統や文化を大切にすまちづくり

本町の長久手古戦場は国指定の史跡であり、古戦場公園や色金山歴史公園として整備されています。また、棒の手やオマント、警固祭り等の伝統文化も継承されています。

これらの歴史的文化的遺産や伝統文化を守り、伝えていくことは地域に対する理解や愛着につながり、よりよい環境づくりの原動力になります。加えて、伝統文化の継承を通じて、人と人のふれあいが育まれます。

そこで、やすらぎと潤い、人にやさしいまちの実現の一環として、伝統文化を継承する、「伝統や文化を大切にすまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



歴史的雰囲気については、平成11年度と同様に住民の満足度は低く、重要度は1.9でほかの項目よりも低くなっています。

資料) 住民意識調査(平成11年度、平成17年度)
歴史的雰囲気に関する満足度・重要度

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2005(H16)年度	2010(H22)年度	2020(H32)年度
史跡等の維持管理(清掃等)や伝統行事の継承に関する団体数	5団体	5団体	7団体	8団体

残された主な課題

- ・歴史・文化遺産についての価値や大切さについての情報提供や啓発活動の推進
- ・伝統行事についての情報提供と啓発活動の推進

施策の方針

歴史・文化遺産の保全と活用を図る。
伝統行事の継承を推進する。

基本的施策と具体的手法

歴史・文化遺産の保全と活用

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 史跡整備の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
史跡の公有地化を検討する。					

【基本的施策】 歴史・文化遺産の整備と活用の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
史跡等の案内ボランティアの育成を図る。					

【基本的施策】 歴史・文化遺産についての価値や大切さについての情報提供や啓発活動の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
歴史、文化に関するパンフレットを作成する。					
シルバーカレッジ等において、歴史、文化に関する講座等を開催する。					

伝統行事の継承の推進

【基本的施策】 伝統行事（芸能）の保存	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
継承者および団体を育成し、援助する。					

【基本的施策】 地域で実施される伝統行事の支援	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
文化財保存または継承を行う地域に対する援助を継続する。					

【基本的施策】 伝統行事についての情報提供と啓発活動の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
本町の歴史、伝統を人々に伝えられる特色ある博物館建設を検討する。					

(4) 調和のとれたまち並みづくり

やすらぎと潤い、人にやさしいまち
調和のとれたまち並みづくり

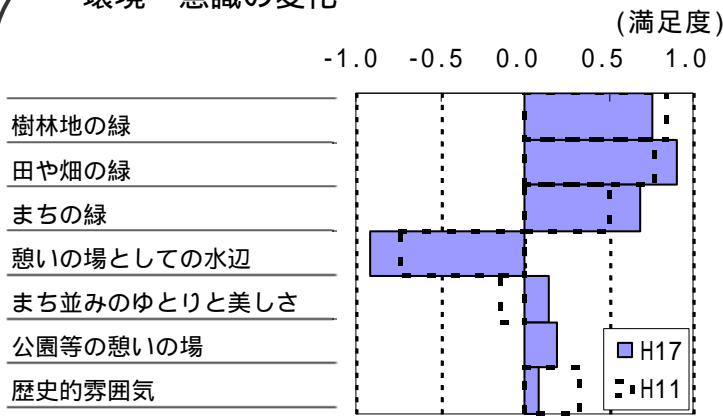
まち並みは都市の快適さの一つの要因であり、地域の特性を生かした快適で魅力ある景観の形成が求められています。良好な景観の形成に関する基本理念や必要な措置等を定めた景観法が2004(H16)年に制定され、良好な景観づくりへの取り組みが始まりました。

本町の丘陵地景観の豊かな樹林は、西部地域の市街地の緑の背景となり、集落田園景観とともに、潤いのある雰囲気形成する重要な要素となっています。また、市街化区域を中心に、図書館通りの景観整備事業の実施等、美しいまちづくりを目指した景観行政に取り組んでいます。

しかし、近年は農地の荒廃や丘陵の樹林の減少等により集落田園景観や丘陵地景観が損なわれ、幹線道路沿道では奇抜な色や形の商業施設や広告看板等が見られます。

そこで、やすらぎと潤い、人にやさしいまちの実現のため、都市景観のみならず田園や丘陵の景観も含め、長久手らしい、「調和のとれたまち並みづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料) 住民意識調査(平成11年度、平成17年度)

まち並みに関する満足度

まち並みに関することのうち、緑については満足している住民の方が不満足な住民よりも多くなっていますが、水辺については不満足な住民のほうが多くなっています。まち並みのゆとりと美しさは、平成11年度と比較すると満足度が高くなっているものの、歴史的雰囲気は低くなっています。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
地区計画等の区域面積	9.4ha (3箇所)	107.6ha (4箇所)	120ha	125ha

施策の方針

- 里山・田園景観の保全を図る。
- 都市・地域景観の保全と形成を図る。

基本的施策と具体的手法

里山・田園景観の保全

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 まとまりのある里山・田園景観の保全および育成	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
東部丘陵の緑地の保全に努める。					
農業振興整備計画による計画的農地利用を図る。					
今後着手する事業例 ・景観計画による検討					

都市・地域景観の保全と形成

【基本的施策】 快適で魅力ある都市景観の形成	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
水と緑、および地域の特性を生かした景観の形成を図る。					
都市景観形成上重要な道路、河川、公園等の施設を景観形成に配慮しながら整備を推進する。					
新たな市街地のまちづくりには、地区計画、建築協定等の制度の活用を検討し、積極的な景観の誘導を図る。					
地区レベルのまちづくりとして、地区計画制度、建築協定等を活用して、建築行為を誘導することにより、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な景観整備および保全を図る。					
歩道のインターロッキング舗装、景観照明等、沿道景観に配慮する。					
今後着手する事業例 ・景観法および美しいまちづくり条例に基づく景観計画の作成					

【基本的施策】 屋外広告物の適正化	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
定期的なパトロールを実施し、違反広告物の排除を行い、都市の美観向上に努める。					

【基本的施策】 住民に対する景観意識の啓発の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
啓発用パンフレットの配布、写真コンテスト等の啓発活動を推進する。					
今後着手する事業例 ・景観法および美しいまちづくり条例に基づく景観計画の作成					

5. 「地球を大切にすまち」を目指して

(1) 地球温暖化防止を推進するまちづくり

地球を大切にすまち

地球温暖化防止を推進するまちづくり

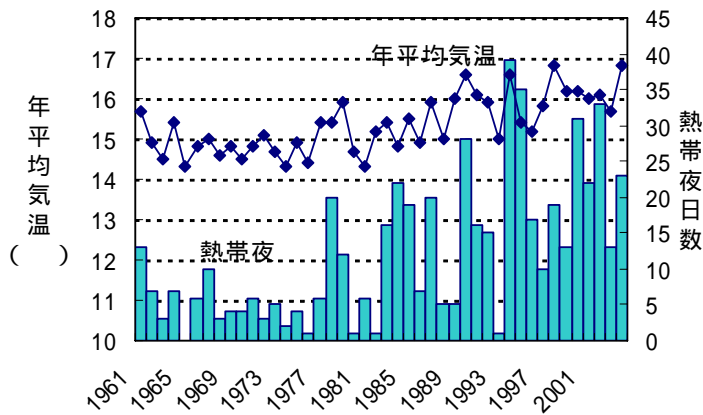
今日、私たちの生活から日常的に発生する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球を急速に暖めています。

世界全体の陸域における年平均地上気温は、さまざまな変動を繰り返しながらも、長期的には上昇傾向にあり、統計を開始した1880年以降、100年あたり約0.74の割合で上昇しています。日本の年平均地上気温は、さまざまな変動を繰り返しながらも、長期的には上昇傾向にあり、統計を開始した1898年以降、100年あたり約1.06の割合で上昇しています。特に1990年代以降、顕著な高温が頻出しています。

1997(H9)年に開催された京都会議(第3回気候変動枠組条約締約国会議)において採択された京都議定書が、2005(H17)年2月に発効したことから、日本は数値目標(温室効果ガスを基準年より6%削減する)を2008~2012年までの間に達成しなければなりません。そのためには一人ひとりが行動を見直し、一人当たりのエネルギー消費量を抑制し、温室効果ガスの発生量を削減する生活を送る必要があります。

そこで、地球を大切にすまちを実現するため、自動車利用の削減や省エネルギー行動等を実践することにより、「地球温暖化防止を推進するまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料) 気象協会

名古屋地方気象台（本山）の気候の推移

長久手町周辺においても、年平均気温が徐々に増加し、熱帯夜も増加する傾向があります。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11) 年度	2004(H16) 年度	2010 (H22) 年度	2020 (H32) 年度
自然エネルギー利用システム導入数（公共施設）	1	3	5	10

残された主な課題

- ・一層の省エネルギー行動の普及
- ・自然エネルギー、未利用エネルギーの有効利用の促進

施策の方針

- 自動車排出ガスの削減を推進する。
- 燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減を推進する。
- ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進する。

基本的施策と具体的手法

自動車排出ガスの削減の推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 自動車排出ガスの削減の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「静かなまちづくり」の基本的施策「自動車利用を減らすことによる交通量の削減の推進」(P.49)参照。					

燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減の推進

【基本的施策】 省エネルギー行動の実践の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
省エネルギー意識の啓発活動を行う。					
率先行動に関する計画を策定し、実施する。					
行政、事業者における ISO 14001 等の認証取得を推進する。					
今後着手する事業例 ・ 広報等により地球温暖化対策に関する問題とともに省エネルギー行動を紹介する					

【基本的施策】 省エネルギー施設、設備等の普及の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
建物の断熱化、採光等、エネルギー効率の良い施設整備を促進する。					
省エネルギー施設、設備、機器等の情報を収集し、住民や事業者への提供を図る。					
今後着手する事業例 ・ 他施設における設備等のエネルギー効率の見直し ・ 広報等により地球温暖化対策に関する問題とともに省エネルギー行動を紹介する					

【基本的施策】 エネルギーの有効利用の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
太陽熱利用、太陽光発電等の自然エネルギー、その他の未利用エネルギーの利用に関する情報提供を行う。					
自然エネルギー等の利用設備設置に関する補助の普及、拡大を検討する。					
今後着手する事業例 ・ 地球温暖化対策に関する問題とともに広報等により自然エネルギーや未利用エネルギーに関する情報を紹介する					

ごみの発生・排出抑制、再資源化の推進

事業内容	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「ごみの発生および排出抑制の推進」(P.40)、「リサイクル(リユース含む)の推進」(P.40)参照。					

(2) オゾン層保護に努めるまちづくり

地球を大切にすまち

オゾン層保護に努めるまちづくり

オゾン層は、有害な紫外線から生物を守る重要な役割があり、地球を覆うオゾン層のおかげで私たち人類は地上で生活することができます。

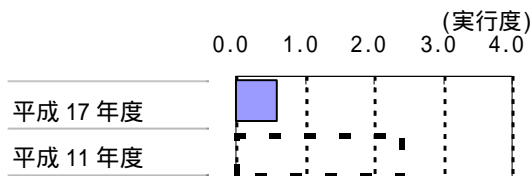
ところが、これまで私たちが放出してきたフロンガスや臭化メチル等のオゾン層破壊物質によりオゾン層が壊されて薄くなり、地上に届く紫外線量が増加しています。紫外線量の増加は、植物やプランクトンの生育に影響を与えるだけでなく、皮膚ガンや白内障等の健康被害を引き起こすとも言われています。

我が国においては、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に基づき、オゾン層破壊物質の生産量および消費量が削減されており、現在、主要なオゾン層破壊物質は生産が全廃されています。さらに、オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収および破壊処理の実施等を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が2001(H13)年に制定されました。

しかし、日本上空では、依然としてオゾン量の減少傾向が確認されています。また、南極上空ではオゾンホール規模の拡大傾向が続いており、2003(H15)年のオゾンホールは過去最大規模に発達しました。

そこで、世界的に早急なオゾン層の保護対策が望まれるなか、地球を大切にすまちを実現するため、オゾン層破壊物質の適正処理やオゾン層破壊物質の使用抑制に関する情報提供を行うことにより、「オゾン層保護に努めるまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料) 事業者意識調査(平成 11 年度、平成 17 年度)
 事業者のフロン等の使用抑制に関する行動

事業者のフロン等の使用抑制に関する行動の実行度は「今後実行したい」(=2)よりも低く、平成 11 年度と比較しても大幅に低くなっています。

進捗状況

指 標		【現 況】		【目 標】	
		1999(H12)年度	2005(H17)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
住民の意識	オゾン層破壊問題についての知識	知っている 81.6%	知っている 66.3%	知っている 100%	知っている 100%
	オゾン層破壊問題についての興味	興味がある 75.6%	興味がある 76.4%	興味がある 100%	興味がある 100%

残された主な課題

- ・ オゾン層破壊物質の回収および適正処理についての実績の把握
- ・ オゾン層破壊物質に関する情報の提供

施策の方針

オゾン層破壊物質の排出抑制対策を推進する。

基本的施策と具体的手法

オゾン層破壊物質の排出抑制対策の推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 オゾン層破壊物質の回収および適正処理の啓発	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
オゾン層破壊物質の適正排出についての啓発、回収および適正処理についての啓発および指導を行う。					
ハロンバンク登録消防設備*の把握指導に努める。					

*ハロンバンク登録消防設備

ハロンバンク推進協議会に登録されている消防設備のことです。ハロンバンク推進協議会とは、既に生産され、設置済みのハロンのデータベースを作成し、ハロンの回収、リサイクルを行うことを目的として、1993(H5)年7月に設置された協議会です。なお、ハロンの生産は、1993(H5)年末に中止されました。

【基本的施策】 オゾン層を破壊しない製品の利用の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
オゾン層破壊物質を用いない製品の情報提供を行う。					
今後着手する事業例 ・ノンフロン製品について情報を提供する					

(3) 酸性雨の防止に努めるまちづくり

地球を大切にすまち

酸性雨の防止に努めるまちづくり

酸性雨は、工場や自動車から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物が雨水に溶け込んで発生すると考えられています。

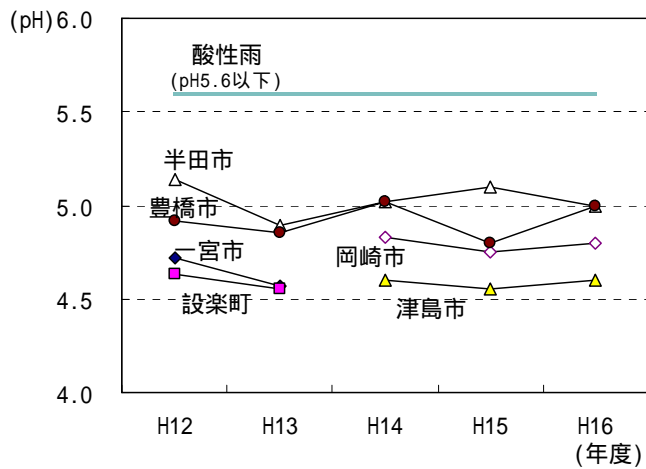
欧米では酸性雨によって森の木が枯れたり、湖に生き物が住めなくなるなど深刻な影響が見られます。また、建物や屋外の彫刻への影響も問題になっています。

日本では、今のところ酸性雨による大きな被害は見られませんが、現在も酸性雨は全国的に確認されており、酸性雨の影響が疑われる水質の変化が確認された湖もあります。

本町においても小学校での調査によって酸性雨を確認したところもあります。

そこで、地球を大切にすまちを実現するため、窒素酸化物や硫黄酸化物等の酸性雨の原因となる物質の排出を減らすことにより、「酸性雨の防止に努めるまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



注) H12 設楽町、H13 一宮市および半田市、H15 津島市は機器故障があったため参考値として掲載。

資料) 愛知県環境課

湿性降下物の pH の推移

環境省による第4次酸性雨調査の平成10年度から12年度までの調査データを基にまとめられた報告によると、植物に対して急性被害が懸念される pH 3 未満の降水は観測されませんでした。その後も、平成13年から平成14年に全国48地点で実施した調査においては、pH 4 未満の試料が全体の約5%を占め、依然として欧米並みの酸性の降雨が観測されました。

愛知県においても広範囲に酸性雨が観測されています。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H12)年度	2005(H17)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
住民の意識	酸性雨問題についての知識 76.9%	知っている 52.9%	知っている 100%	知っている 100%
	酸性雨問題についての興味 71.6%	興味がある 69.2%	興味がある 100%	興味がある 100%

残された主な課題

- ・地球環境に関する知識の向上

施策の方針

酸性雨原因物質の排出削減を推進する。

基本的施策と具体的手法

酸性雨原因物質の排出削減の推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 酸性雨の実態の把握	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
各小学校において酸性雨調査を継続し、状況の把握に努める。					

【基本的施策】 自動車排出ガスの削減	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「静かなまちづくり」の基本的施策「自動車利用を減らすことによる交通量の削減の推進」(P.49)参照。					

【基本的施策】 酸性雨防止に関する啓発、情報提供の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
酸性雨の発生原因および防止策について情報提供の推進を図る。					

(4) 省エネ、省資源を推進するまちづくり

地球を大切にすまち

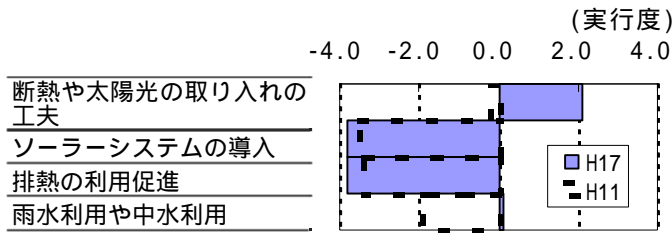
省エネ、省資源を推進するまちづくり

今日の快適な生活を続ける上で欠かすことのできない資源やエネルギーには限りがあります。また、資源の大量消費は大量の廃棄物を生み、エネルギーの大量消費は地球温暖化を進めます。

近年、省エネルギーが直接コストダウンに結びつきやすい企業等では、経済性に着目した省エネルギーへの取り組みが積極的に行われていますが、一般家庭においてはまだ十分に浸透しているとはいえず、私たち一人当たりのエネルギー消費量は年々増加する傾向にあります。そのようななか、太陽光発電や風力発電などの自然エネルギー利用が徐々に進みつつあります。さらに近年は、度々渇水が発生することから、節水意識が向上し、一人当たりの1日平均給水量は減少傾向にあります。

そこで、地球温暖化や資源の枯渇が人類共通の問題となっているなか、地球を大切にするまちを実現するため、一層の省エネルギーや節水、リサイクル等を行うことにより、「省エネ、省資源を推進するまちづくり」を進めます。

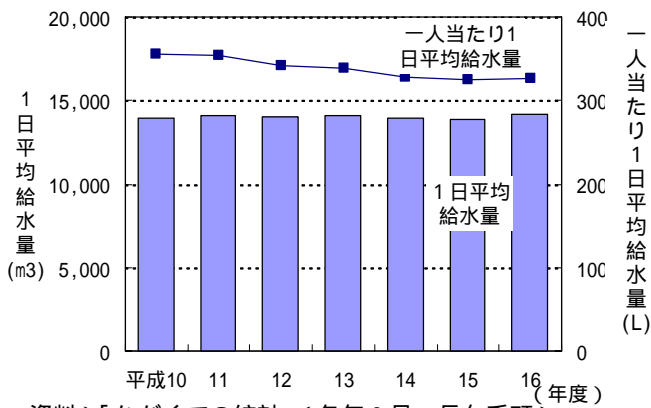
環境・意識の変化



資料) 事業者意識調査 (平成 11 年度、平成 17 年度)
事業者の省エネ・新エネ等に関する行動

事業者の断熱や太陽光の取り入れ、雨水利用や中水利用は、平成 11 年度と比較して高くなっています。

町内の上水道の使用量は横ばいですが、一人当たり 1 日平均給水量で見ると減少傾向にあります。



資料) 「ながくての統計」(各年 3 月 長久手町)
上水道使用量の推移

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】		
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度	
単位あたりのエネルギーおよび上水道使用量	都市ガス (m³/戸・年)	528	677	500	500
	上水道 (L/人・日)	350	320	350	350
リサイクル率 (再掲)	資源量/ごみ発生量 (%)	16.6	20.1	30	35

残された主な課題

- ・ 公共施設や民間施設へのコジェネレーションシステムの導入促進
- ・ 湯水時における節水の呼びかけ
- ・ 雨水利用、中水利用設備の普及促進

施策の方針

- 省エネルギーを推進する。
- 未利用エネルギーの導入を検討する。
- 節水の促進と水資源の有効利用を図る。
- 省資源を推進する。

基本的施策と具体的手法

省エネルギーの推進

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 省エネルギー行動の実践の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減の推進」基本的施策「省エネルギー行動の実践の推進」(P.73)参照。					

【基本的施策】 省エネルギー施設、設備等の普及の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減の推進」基本的施策「省エネルギー施設、設備等の普及の推進」(P.73)参照。					

未利用エネルギーの導入検討

【基本的施策】 自然エネルギーの利用の促進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減の推進」基本的施策「エネルギーの有効利用の推進」(P.73)参照。					

【基本的施策】 公共施設や民間施設へのコジェネレーションシステム*の導入検討	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
コジェネレーションシステムについての情報の収集および提供に努める。					

*コジェネレーションシステム

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その廃熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房等低温で間に合う用途に利用するシステムです。このシステムは電力需要と熱需要が適切に組み合わせられた場合は、総合エネルギー効率が70～80%まで向上します。

節水の促進と水資源の有効利用

【基本的施策】 住民や事業者の節水意識の啓発	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
水が有限であることや上水がエネルギー消費によって作られることを、さまざまな機会を通じて啓発する。					

【基本的施策】 家庭、事業所、公共施設における節水設備の導入促進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
節水設備に関する情報提供を行う。					
節水設備導入にともなう補助事業を検討する。					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 雨水利用の促進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
下水道切替時の浄化槽雨水貯留槽転用補助金制度の利用を促進する。					
雨水貯留タンクの設置に関する補助事業を検討する。					

【基本的施策】 雨水の地下浸透機能の保全	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
樹林や農地の保全を図る。					
雨水地下浸透システムを検討する。					

省資源の推進

【基本的施策】 ごみの発生および排出抑制の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「ごみの発生および排出抑制の推進」(P.40) 参照。					

【基本的施策】 リサイクル(リユース含む)の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
施策の方針「リサイクル(リユース含む)の推進」(P.40) 参照。					

6. 「環境を通じた対話、交流のあるまち」を目指して

(1) 積極的に環境教育を行うまちづくり

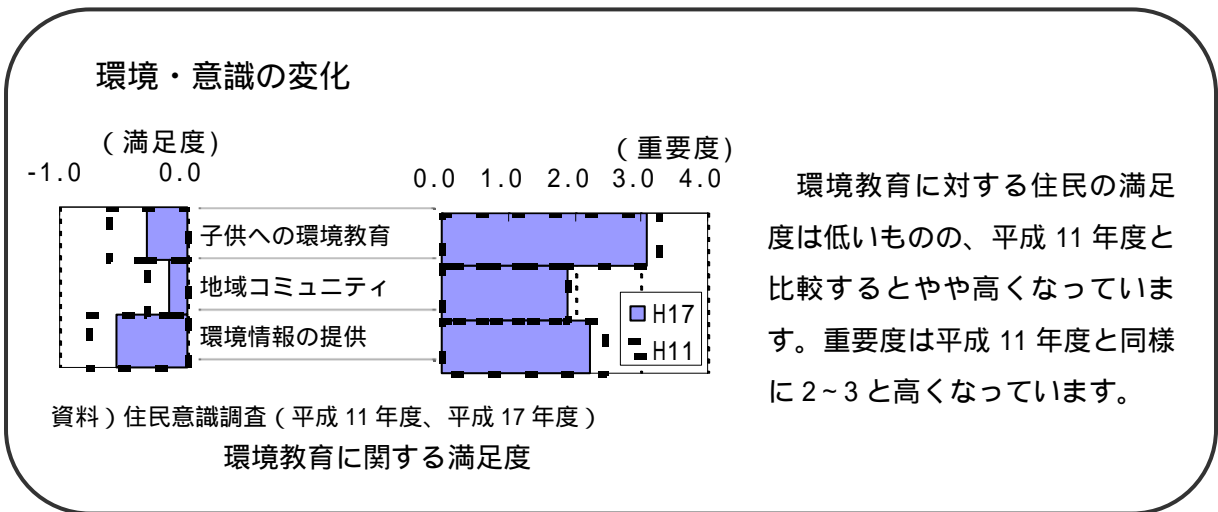
環境を通じた対話、交流のあるまち
積極的に環境教育を行うまちづくり

すべての人が今日のさまざまな環境問題を理解することが、環境を通じた対話、交流を行うための第一歩であり、問題解決のためには、知識を環境へ配慮した行動へと発展させていくことが必要と考えられます。特に子ども同士、大人と子ども、地域等のふれあいのなかでの体験を基にした教育の充実が必要です。また、環境の保全について理解を深めるには、自らの体験を通して学習することも効果的です。

一方、環境教育を実践する場の創出も重要です。自然や歴史的な遺産を活かした場や、誰もが利用できるインターネット等の情報提供施設、先進技術を利用した施設の充実も不可欠です。

2003(H15)年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、一人ひとりの環境についての理解を深め、取り組みを進めることができるよう環境教育を推進し、環境保全活動を促進することが定められました。学校や職場における環境教育が求められます。

そこで、より一層の環境を通じた対話、交流のあるまちを実現するため、住民全体で取り組む環境教育の実践を目指して、「積極的に環境教育を行うまちづくり」を進めます。



残された主な課題

- ・ 環境情報の提供の推進

施策の方針

環境教育、環境学習の機会の提供を図る。

環境教育、環境学習の場の整備を図る。

基本的施策と具体的手法

環境教育、環境学習の機会の提供

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 学校での環境教育の充実	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
棒の手、オマント等、本町特有の文化や伝統を取り入れた学習を検討し、地域に根ざした教育を推進する。					
自然体験等、体験を重視した活動の積極的な取り込みを検討する。					

【基本的施策】 環境教育に関する生涯学習の充実	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
環境情報ネットワークシステムの整備、環境情報誌の発行、各種環境マップの作成等、環境情報の提供を推進する。					
環境関連講習会、講座等を実施する。					
町内の農地や水辺等における、子どもから大人までが参加できる体験型、参加型の環境学習活動を推進する。					
子どもセンター*において、環境活動等に関する情報の提供を行う。					
生涯学習の実施において、町内の大学との協力を図る。					
今後着手する事業例 ・平成こども塾と協力して、子どもから大人までが楽しめる環境活動を検討する。					

*子どもセンター

民間も含めたさまざまな関係機関や地域の関係者から、地域の子どもの体験活動や子育てサークル等に関する情報を収集し、提供する拠点のことで、旧文部省の「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の施策の一つとして全国に子どもセンターを設置することが定められています。

【基本的施策】 環境教育、環境学習を推進するための人材の育成と活用	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
児童館等の施設を拠点とし、地域の人材を活用して、遊びの指導者の育成や、伝統行事等にふれられるような、地域を知る活動を充実する。					
人材バンクリストの整備活用とボランティアの育成を図る。					
環境カウンセラー等の専門家を育成するシステムを構築する。					

環境教育、環境学習の場の整備

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 自然や歴史的な遺産を生かした環境教育の場の整備	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
環境教育等の実践の場として、水環境整備事業による立石池の整備を図る。					
里山の自然にふれ、知識として得たものを体験し、実践できる環境教育の場として、自然観察の森の整備を検討する。					
学校内において、ビオトープ*の創出を図る。					
今後着手する事業例 ・平成こども塾活動拠点施設					

*ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Top を合成したドイツ語で、「野生生物の生息空間」を意味します。生態学的には「生物の生息に必要な最小単位の空間のこと」とされています。一般にはトンボ池等ある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかに使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間等として幅広く使われることもあり、郊外から都市にかけての水辺、湿地、草地から森林にいたるまでの水と緑を結ぶネットワーク化までを考慮した概念です。

【基本的施策】 環境関連施設の整備、活用	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
清掃センターの整備、活用を検討する。					

(2) 住民、事業者が参加して環境保全を行うまちづくり

環境を通じた対話、交流のあるまち

住民、事業者が参加して環境保全を行うまちづくり

これまでの環境保全対策は、行政主導型の規制的手法で執り行われてきましたが、現在は、住民や事業者の参加がなければ環境問題の解決は難しい時代となってきています。また、住民や事業者が環境保全に参加することは、環境を通じた対話、交流を行うための第一歩といえます。

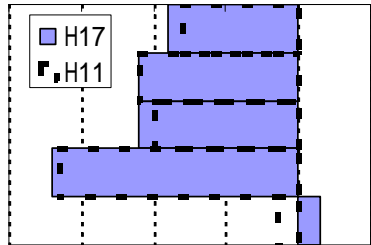
個人や団体、企業の環境情報を施策に生かし、また、専門的な知識やさまざまな経験を持つ住民や、環境問題に関心のある住民等が積極的かつ自主的に参加できる仕組みを構築し、誰もが簡単に参加協力できるスタイルを作り上げることが必要です。

一方事業者は、その事業活動が環境に与える影響には大きなものがあります。特に土地造成にともなう緑地の減少や住居地域における騒音・悪臭問題、さらには地球規模での省エネ、省資源の問題等の課題も多く残されています。このような問題の解決には、情報公開と新しい環境情報の提供が重要であり、事業者が地域の環境を理解し、環境保全に協力できる体制を構築する必要があります。近年は、事業者に環境への負荷を低減するだけでなく、よりよい方向へ働きかける社会・環境活動が求められています。

そこで、環境を通じた対話、交流のあるまちを実現するため、住民が自らの手で環境を保全するとともに、事業者が地域および地球環境保全を考えて行動する、「住民、事業者が参加して環境保全を行うまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化

(実行度)
-4.0 -3.0 -2.0 -1.0 0.0 1.0



地域の環境に関する活動への参加
環境学習への参加
県や町の環境行事への参加
環境家計簿をつけている
環境や省エネについて家で話す

資料) 住民意識調査 (平成 11 年度、平成 17 年度)

環境教育に関する行動

環境教育に関する行動については、住民の実行度は平成 11 年度、平成 17 年度ともに低くなっています。「環境や省エネについて家で話す」は実行度がわずかに高くなりました。

進捗状況

指標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010(H22)年度	2020(H32)年度
環境の保全および創造に関する活動団体数	3 団体	3 団体	8 団体	10 団体
環境マネジメントシステムの導入件数	0 社	7 社	25 社	50 社

残された主な課題

- ・ インターネットを活用したネットワーク作り
- ・ 各課の所管する団体等の情報の共有化
- ・ 環境に係わる施策の情報公開と住民意見の反映の推進
- ・ 地域および地球環境に配慮した事業活動への支援

施策の方針

環境保全活動を支援する。

環境保全への積極的な参加を促進する。

事業者が行う環境保全活動への支援および指導を行う。

基本的施策と具体的手法

環境保全活動の支援

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 環境保全活動団体へのアドバイスや支援の実施	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
学生自治会やサークル主体の環境関連イベントへの支援を行う。					

【基本的施策】 環境保全活動に取り組んでいる個人や団体、事業者のネットワーク化の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
環境保全活動に関する三者（住民・事業者・行政）の連絡協議会を設置し、機能的な運営を図る。					

環境保全への積極的な参加の促進

【基本的施策】 環境保全活動に関する情報提供、環境保全活動の普及啓発の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
環境情報ネットワークシステムの整備を推進する。					
活動事例を紹介し、環境保全活動への参加を呼びかける。					
今後着手する事業例 ・人材バンクリストの活用とPR					

【基本的施策】 環境意識の高揚と具体的な活動の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
環境学習会やセミナーの定期的な開催に努める。					

【基本的施策】 環境に係わる施策の情報公開と住民意見の反映の推進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
環境に係わる施策の情報公開と住民意見の反映についてのシステムを確立する。					

事業者が行う環境保全活動への支援および指導

【基本的施策】 開発等にあたって配慮すべき環境情報の提供	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
環境資源目録の配布と、開発等計画時に詳細な情報の提供を行う。					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 地域および地球環境に配慮した事業活動への支援	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
長久手町環境基本条例を周知させる。					
公害の発生を未然に防止するため、事業者と締結している公害防止協定を適宜見直し、適切な運用を図る。					
事業所におけるリサイクル責任者の養成、環境マネジメントシステム*の導入を促進する。					
産業廃棄物については、処理方法、処理先等の情報の提供を図る。					
事業系ごみの分別排出を推進し、事業系ごみの資源化、リサイクルに関する情報提供や協力体制構築を推進する。					
今後着手する事業例 ・ ISO14000等の認証取得を発注要件に加える ・ 愛知県のHPの「産業廃棄物広域交換情報」などの情報交換の場を紹介する					

*環境マネジメントシステム

企業等の組織において、組織の活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすため、環境保全に向けた目標および方針に基づき、その取り組みを計画的に実行、管理するためのシステムのことです。環境管理システムともいわれます。ISO 14000シリーズは、企業等の組織が環境マネジメントを行うときの組織内（社内）システムのあり方を定めた国際規格です。

【基本的施策】 事業者による地域の環境保全活動への参加および支援の促進	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
事業者の環境保全活動への取り組み事例を紹介し、環境保全活動への参加の啓発を図る。					
今後着手する事業例 ・ 町内事業者のヒアリング等、情報収集を行う					

(3) 環境コミュニケーションのあるまちづくり

環境を通じた対話、交流のあるまち

環境コミュニケーションのあるまちづくり

本町では、宅地開発が進んだ西部地域と里山等の自然に恵まれた東部地域とで、住民の環境の現状や課題に対する認識、今後の取り組みに対する考え方等が異なっていると考えられます。

また、里山の保全活動を行うための行政との協力や、ごみ問題解決のために大規模小売店舗等の事業者との意見交換の場を求める声が住民からあがるなど、住民と行政、住民と事業者のコミュニケーションが求められています。近年は、事業者と地域住民の環境コミュニケーションが重要視されるようになっていきます。

そこで、環境を通じた対話、交流のあるまちを実現するため、環境を通じ住民同士はもとより、住民・事業者・行政の各主体間におけるコミュニケーションの創出を図り、「環境コミュニケーションのあるまちづくり」を進めます。

環境・意識の変化



資料) 住民意識調査 (平成 11 年度、平成 17 年度)
環境教育に関する満足度

地域コミュニティへの住民の満足度は、平成 11 年度より高くなったものの、依然、不満足の方が多くなっています。

重要度は正の値ですが、地域コミュニティの重要度は他項目と比べ、低くなっています。

進捗状況

指 標	【現 況】		【目 標】	
	1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010(H22)年度	2020(H32)年度
環境を通じたコミュニケーションの場	-	1	環境を通じたコミュニケーションの場を創出し、機能的に運営する	

残された主な課題

- ・ 田園バレー構想の活用

施策の方針

環境を通じたコミュニケーションを図る。

基本的施策と具体的手法

環境を通じたコミュニケーション

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 身近な自然を通じたコミュニケーション	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
市民農園の整備を検討するなど、農地に交流の場としての機能をもたせ、東部地域と西部地域の住民のコミュニケーションを図る。					
新たな地域コミュニティによる農地の管理を推進し、住民同士のコミュニケーションを図る。					
中学生による体験稲作の実施を推進し、農村地域の住民と中学生のコミュニケーションを図る。					
住民活動団体、地主、行政が協議し、里山の管理について協力できるシステムの構築を推進し、住民活動団体、地主、行政のコミュニケーションを図る。					
子どもエコクラブやネイチャー探検隊の活動を推進し、子ども同士のコミュニケーションを図る。					
住民の参加で水質調査や水生生物調査等を実施し、住民と行政のコミュニケーションを図る。					
今後着手する事業例 ・平成こども塾の活動のなかで新規事業を検討する					

【基本的施策】 ごみを出さないまちづくりを通じたコミュニケーション	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
住民・事業者・行政による、ごみ減量のネットワークの構築を推進し、三者のコミュニケーションを図る。					
ごみ分別収集の徹底のため、自治会等の住民組織との協力体制を確立し、行政と住民のコミュニケーションを図る。					

【基本的施策】 生活マナーのよいまちづくりを通じたコミュニケーション	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
市街地の雑草対策や放置・乗り捨て自転車追放等に関する地域コミュニティ活動に対し協力支援をし、地域住民同士のコミュニケーション、住民と行政のコミュニケーションを図る。					

【基本的施策】 環境教育、環境学習を通じたコミュニケーション	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
自然観察会、農地や水辺等における子どもから大人までが参加できる体験型、参加型の環境学習活動を推進し、子どもと大人のコミュニケーションを図る。					
児童館等の施設を拠点とし、地域の人材を活用して、遊びの指導者の育成や、伝統行事等にふれられるような、地域を知る活動を充実し、地域の大人と子どものコミュニケーションを図る。					
今後着手する事業例 ・立石池、香流川緑地等の整備後の活用プログラムを検討する ・田園バレー会議のなかで新規事業を検討する					

短期(H18～22)、中期(H23～27)、長期(H28～32)

【基本的施策】 住民、事業者が参加して環境保全を行うまちづくりを通じたコミュニケーション	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
環境保全活動に関する住民・事業者・行政の連絡協議会を設置し、三者のコミュニケーションを図る。					
環境に係わる施策の情報公開と住民意見の反映についてのシステムを確立し、住民と行政のコミュニケーションを図る。					
事業者による地域の環境保全活動への参加および支援を促進し、地域住民と事業者のコミュニケーションを図る。					

【基本的施策】 周辺自治体とのコミュニケーション	完了	継続	着手のめど		
			短期	中期	長期
河川に流入する排水対策について周辺自治体との情報交換システムを確立し、周辺自治体とのコミュニケーションを図る。					

第4編

環境配慮指針

第1章 日常における配慮指針と環境にやさしい行動

1. 住民における配慮指針
2. 事業者および行政における配慮指針

第2章 業種別配慮指針

第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう 事業の配慮指針

1. 用地選定、事業規模、事業内容の設定段階の配慮指針
2. 具体的な計画段階の配慮指針
3. 工事計画段階の配慮指針
4. 事業の実施・運営計画段階の配慮指針

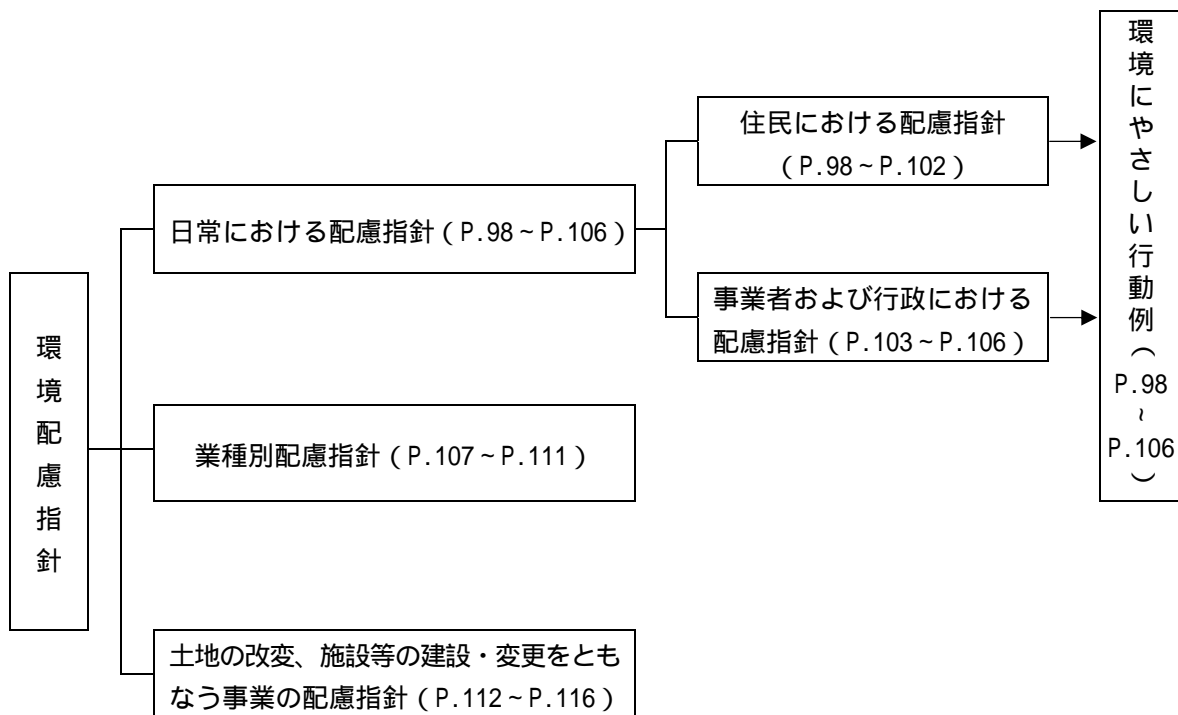
第4編 環境配慮指針

今日、近隣騒音等の都市型公害や地球環境問題等さまざまな環境問題は、私たち一人ひとりの日常生活や社会活動が原因になっているものが多くあります。

こうした問題を改善し、良好で快適な環境を保全し創造するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを、「環境にやさしい」という価値基準で見直す必要があります。これまでの「環境」の問題解決は、行政主導による規制という形で行われてきました。しかし、これからは、すべての人々の知恵と、自主的な取り組みが必要です。

環境配慮指針とは、望ましいまちの姿の実現に向け、すべての主体（住民・事業者・行政）が環境の保全および創造に関する自主的取り組みを行うための基となる、環境に配慮すべき基本的な方向を示したものです。

本計画では、次に示す3種類の配慮指針を示します。また、日常における配慮指針については、配慮指針ごとに環境にやさしい行動例を示します。



本計画における配慮指針の構成

なお、日常における配慮指針と望ましいまちの姿の関係は、次のとおりです。

日常における配慮指針と望ましいまちの姿の関係

環境配慮指針		望ましいまちの姿	身近な自然を守り育てるまち	ごみを出さない、捨てないまち	健康で安心、気持ちよく暮らせるまち	やすらぎと潤い、人にやさしいまち	地球を大切にすするまち	環境を通じた対話、交流のあるまち
住民	家のなかで	ものを大切にし、ごみを減らしましょう						
		水の使用と排水に配慮しましょう						
		生活のマナーを守りましょう						
		家に緑を増やしましょう						
		エネルギーを節約しましょう						
		家庭で環境について話をしましょう						
	まちのなかで	自然を大切にしましょう						
		車の利用に気をつけましょう						
		きれいで素敵なまちを作りましょう						
		環境にやさしい消費者を目指しましょう						
		環境学習を進めましょう						
		環境保全活動に参加しましょう						
事業者および行政		資源を有効利用し、ごみの減量化・資源化を進めましょう						
		地域の生活環境に対する負荷を低減しましょう						
		自動車利用の適正化を図りましょう						
		緑化を進めましょう						
		利用者やまち並みに配慮した施設や広告物にしましょう						
		環境への負荷の少ない製品、環境にやさしい製品を使用しましょう						
		省エネルギーに取り組みましょう						
		水の有効利用を進めましょう						
		地域の環境保全活動に協力しましょう						
		環境の保全と創造に取り組むための仕組み・体制をつくりましょう						

第1章 日常における配慮指針と環境にやさしい行動

1. 住民における配慮指針

私たちは、生活する上で、まわりの環境からさまざまなものを受け取り、さまざまなものを環境に排出しています。例えば、食べ物や水等を受け取り、ごみや生活排水を出しています。

自然界には浄化作用があり、かつては、川に流された「汚れ」は川を下っていく間にきれいになりました。しかし、現在では、浄化作用の能力を超えた量の排出物が河川の水を汚したり、過剰な二酸化炭素の発生等により地球温暖化を招いたりしています。

私たちには、本町の環境を守り、もっとよい姿で将来につなげるために、次のことを積極的に行う責任を担っています（長久手町環境基本条例第5条）。

日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を低減させる。日常生活から排出される廃棄物の減量並びに適切な分別および排出に努めるとともに、省エネルギーおよびリサイクルを推進し、資源が有効に利用されるように努める。良好な環境の保全および創造に努めるとともに、行政が実施する環境の保全および創造に関する施策に積極的に協力する。

そこで、私たちの生活を【家のなか】と【まちのなか】の両面において見直し、環境に配慮した生活を送るための環境配慮指針を設定します。それぞれの配慮指針を実行するための具体的な行動例もあわせて示します。これらの内容は、広報等でわかりやすく周知していきます。

家のなかで

家のなかは“生活”の場です。くつろいだり、食べたり、家事をしたり、いろいろなことをします。でも、実はその行動の一つ一つが環境への負荷と密接なつながりをもっていること、知っていましたか？

そこで、家で当然のように行っていることを「環境」という面から見直してみると…

ものを大切にし、ごみを減らしましょう

ごみを減らすためには、ごみを出さない生活を送ることが大切であることを意識して、ものの有効利用とリサイクルに努め、ごみの発生・排出を抑制しましょう。そうすることにより、有限な資源を守ることに役立ちます。

行 動 例

- ・エコクッキングを心がける
- ・生ごみ処理機等による生ごみの堆肥化・減量化を行う
- ・使い捨てのものはなるべく使わない
- ・使い終わったときにごみのたくさん出るものは買わない
- ・リサイクルを心がける
- ・過剰包装に気をつける
- ・ものを大切に長く使う

水の使用と排水に配慮しましょう

鴨田川等、本町の河川は家庭からの生活排水により汚れています。人間を含め、あらゆる生物が生きていく上で不可欠な水の大切さを意識して、生活排水の流し方に注意しましょう。また、水は大切な資源であり、節水や水循環の保全に努めましょう。

行 動 例

- ・食べ物の汚れを流さない
- ・洗剤の使用に気を配る
- ・こまめに蛇口をしめる
- ・節水コマ設置や雨水利用等の節水対策等

生活のマナーを守りましょう

最近では都市型公害と呼ばれる、周辺の人への配慮不足から生まれる公害が増えてきました。ピアノの音等の生活から出る音や、野焼きによる煙等が、隣近所の人たちに迷惑をかけることがあることを意識して、まわりの人のことも考えて、みんなが快適に過ごせる環境をつくりましょう。

行 動 例

- ・ テレビやピアノの音を小さくする
- ・ 駐車場で自動車のアイドリングをやめる
- ・ ごみ出しルールを守る
- ・ 野焼きや家庭用小型焼却炉の使用をやめる

家に緑を増やしましょう

まちの緑は私たちを和ませてくれるとともに、四季の変化を気づかせてくれます。少しでも緑を増やすために、市街地に残されているオープンスペースや道路の緑化、公園の整備等だけでなく、私たちの家庭においても、身近なところから積極的に緑化を進めましょう。

行 動 例

- ・ 庭やベランダに花や緑を植える
- ・ 生け垣をつくる

エネルギーを節約しましょう

私たちの生活には、電気やガスは無くしてはならないものですが、電気をつくるためには、重油や天然ガス（LNG）等を燃やします。そのとき、地球温暖化の原因となる物質の一つである二酸化炭素（CO₂）が発生します。化石燃料の消費等、エネルギー利用にともなう環境への影響は非常に大きなものであることを意識して、エネルギーの節約から行動を始めましょう。

行 動 例

- ・ 使っていない電気はこまめに消す
- ・ 電気製品を上手に使う
- ・ 使ったエネルギーの量をチェックする
- ・ 調理やお風呂は効率よく

家庭で環境について話をしましょう

環境教育は特別なことではありません。テレビや新聞のニュース、学校や会社で聞いた話等、家庭でもっと環境について話をしましょう。

行 動 例

- ・ テレビや新聞、雑誌の情報に注意する
- ・ 学校や職場で環境について学んだことを親子で話し合う

まちのなかで

まちではいろいろな人が歩いたり、買い物をしたり、いろいろなことをしています。家のなかとは違って、全然知らない人も一緒です。だからといって、まわりの人のことを考えなくていいわけではありません。

まちのなかを歩いてみると、いろいろな「環境」に出会えます。そして、いろいろな問題も見えてきます。

自然を大切にしましょう

身近な自然を守るために、私たちの一人ひとりが自然の仕組みや大切さを意識して、自然と接するときに自然を傷つけないようにしましょう。

行 動 例

- ・ 動植物を守る
- ・ 里山を守る
- ・ 自然に親しむ

車の利用に気をつけましょう

徒歩や自転車、公共交通機関の利用により自動車走行量を減らすことや、自動車の運転の仕方により、身近な環境を良くし、地球環境にもやさしいことを意識し、自動車の排気ガスを極力削減するように努力しましょう。

行 動 例

- ・ 徒歩や自転車を利用する
- ・ バス等の公共交通機関を利用する
- ・ 環境にやさしい運転をする

きれいで素敵なまちを作りましょう

ポイ捨てや歩道上の駐輪等を追放し、誰もが快適に暮らせる、きれいで素敵なまちをつくりましょう。

行 動 例

- ・ ごみの投げ捨ては絶対しない
- ・ 自転車や自動車は所定の駐輪場、駐車場に止める
- ・ 雑草は放置しない
- ・ 犬・猫のフンは片づける

環境にやさしい消費者を目指しましょう

便利さや、必要以上の「もの」に囲まれた暮らしを見直し、環境への影響に配慮した商品の購入や使用に努めましょう。

行 動 例

- ・ 買い物袋を持参する
- ・ 過剰包装は断る、買わない
- ・ グリーンコンシューマー（緑の消費者）になる

環境学習を進めましょう

環境にやさしい暮らしを率先して行うとともに、環境保全に関する実践方法や知識の習得に努めるなど、環境への知識を深め、まわりの人たちに伝えていきましょう。

行 動 例

- ・ 一緒に自然に親しむ
- ・ 一緒に環境を考えた行動をする
- ・ まちの歴史に親しむ
- ・ 環境学習をすすめる

環境保全活動に参加しましょう

私たち一人ひとりが環境に関心をもち、自然環境保全活動、環境美化活動、リサイクル活動等の、地域に根ざした活動に積極的に参加しましょう。

行 動 例

- ・ 環境保全活動に積極的に参加する

2. 事業者および行政における配慮指針

事業者は、経済社会の構成員として大きな役割を担っています。これまで、事業者の環境への負荷は、工場からの排水等による公害問題に関するものが代表的でしたが、これらの問題は、規制の強化や技術の進歩にともない、改善されてきました。

今日では、公害問題よりも、むしろ、オフィスにおける活動やごみの排出等による環境負荷が問題となっており、これらを改善する必要があります。さらに、事業活動と直接関係のない部分においても、地域環境の保全と創造や、住民の環境保全活動に協力することが望まれています。

このように、事業者による環境の保全および創造に関する自主的な取り組みは、今日の環境問題を解決し、持続的な発展を図っていくためには非常に重要です。また、行政は環境の保全および創造に関する施策を実施する主体であるとともに、事業者としても位置づけられます。

そこで、事業者や行政の日常における配慮指針を設定します。それぞれの配慮指針を実行するための具体的な行動例もあわせて示します。

資源を有効利用し、ごみの減量化・資源化を進めましょう

事業所で発生する紙ごみ等、日常における活動においても多くのごみが発生します。ごみを減らすため、資源の有効利用とリサイクルに努め、ごみの発生・排出を抑制しましょう。また、発生したごみは適正に処理しましょう。

行 動 例

- ・紙の使用量を減らす
- ・備品の有効利用や長期間使用をする
- ・リサイクルを推進する
- ・ごみを適正に処理する

地域の生活環境に対する負荷を低減しましょう

暖房や給湯用のボイラーからの排ガス、給湯室からの排水等、工場以外からも大気質や水質等の地域の生活環境に負荷を与えています。日常における活動を見直し、地域の生活環境に対する負荷を低減しましょう。

行 動 例

- ・有害な化学物質の適正使用および管理を行う
- ・騒音を防止する
- ・空気を汚さない
- ・水を汚さない

自動車利用の適正化を図りましょう

通勤用の自家用車利用、ものの運搬時の自動車利用等、日常における活動で、自動車を利用することが多くあります。地域の環境を改善し、地球環境への負荷を低減するため、自動車の利用を少しでも減らし、運転の仕方を変えることにより、自動車の排気ガスを極力削減しましょう。

行 動 例

- ・自家用自動車による通勤を自粛する
- ・業務用車両の利用を削減する
- ・環境にやさしい運転をする
- ・業務用車両の適正点検・整備を行う

緑化を進めましょう

身近な緑は、生活にやすらぎと潤いを与えてくれます。市街地に残されているオープンスペースや道路の緑化、公園の整備等だけでなく、工場や店舗、事務所等においても、積極的に緑化を進めましょう。

行 動 例

- ・事業所の緑化を進める

利用者やまち並みに配慮した施設や広告物にしましょう

店舗や公共施設等には、いろいろな人が訪れます。高齢者や障害者の方等、すべての人が快適に利用できる施設にしましょう。

また、調和のとれたまち並みは、快適さの要因の一つです。地域のまち並みを乱すことがないように配慮した施設や広告物にしましょう。

行 動 例

- ・施設のバリアフリー化を進める
- ・まち並みに配慮する

環境への負荷の少ない製品、環境にやさしい製品を使用しましょう

事業者や行政も消費者であり、何をかうかによって地球環境への負荷を少なくすることができます。便利さや価格だけでなく、環境への影響に配慮した製品の購入や使用に努めましょう。

行 動 例

- ・再生製品を使用する
- ・ごみ減量やリサイクルに適した製品を使用する
- ・低公害型の自動車を使用する
- ・省資源、省エネルギーに有効な製品を使用する
- ・その他環境にやさしい製品を使用する
- ・環境対策に積極的なメーカーや店舗の製品を使用する

省エネルギーに取り組みましょう

事業所で使われる電気やガス等のエネルギーは、一般家庭に比べて非常に多くなっています。地球温暖化や化石燃料の消費等、エネルギー利用にともなう環境への影響は非常に大きなものであることを意識して、エネルギーの節約や有効利用に努めましょう。

行 動 例

- ・省エネルギー行動を実践する
- ・省エネルギー対策を実施する
- ・未利用エネルギーを利用する

水の有効利用を進めましょう

水は、人間を含め、あらゆる生物が生きていく上で不可欠な大切な資源です。大切な資源を守るため、節水や有効利用、水循環の保全に努めましょう。

行 動 例

- ・節水を心がける
- ・水を有効利用する
- ・雨水の地下浸透を進める

地域の環境保全活動に協力しましょう

地域では、自然環境保全活動、ごみ減量やリサイクル活動、美化活動等、さまざまな環境保全活動が行われています。事業者も本町の一員として、これらの活動に積極的に協力しましょう。

行 動 例

- ・環境保全活動への参加、支援を行う

環境の保全と創造に取り組むための仕組み・体制をつくりましょう

環境の保全と創造のための取り組みは、積極的かつ効果的に進めていく必要があります。そのために、従業員や職員の意識向上、環境情報の提供、取り組みを推進するための社内組織の整備等、さまざまな仕組みや体制をつくりましょう。

行 動 例

- ・従業員の環境意識を向上させる
- ・環境情報の提供とコミュニケーションを図る
- ・環境悪化を未然に防止する
- ・組織・制度を整備する

第2章 業種別配慮指針

事業者は、環境の保全および創造に関し、事業活動のなかで環境に配慮した自主的な取り組みを積極的に進めることが求められています。事業者が地域合意を得ながら事業を円滑に進めるためにも、環境配慮への取り組みを社会的なルールとすることが必要であり、また消費者の企業選択等においても、環境に配慮した事業活動がその条件となりがつあります。

事業者の活動はその業務形態により、さまざまな環境負荷が考えられます。そこで、業種別配慮指針を以下に示します。なお、行政においても、給食センターのように製品の製造、加工等を行う場合は、業種別配慮指針を参考に、環境配慮に取り組みます。

また、行政、事業者とも事業計画の立案や実施、施設・設備の新設・増設・変更をする場合は、「第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針（P.112）」を参照して下さい。

【農業・畜産業】

農地は、生産の場であると同時に、保水機能、生物の生育・生息環境としての機能等、いろいろな機能を有しています。また、農業には、ごみ減量対策の一環として、生ごみを資源として有効利用する役割が期待されています。このような観点から、以下のことに配慮しましょう。

- ・農地の適正な管理を行い、荒廃防止を図る。
- ・生ごみからの堆肥を積極的に利用する。
- ・農薬使用量の削減、有機・低農薬農法の導入を進める。
- ・肥料の包装材等の再利用、適正処理を行う。
- ・家畜糞尿等による水質汚濁や悪臭を防止する。

【鉱業】

土砂採取等の資源採掘業は、自然環境との関わりが大きいことから、事業の計画の段階から以下のことに十分配慮しましょう。また、土取り活動そのものや大型車両の走行にともなう周辺的生活環境への影響に対しても以下のことに配慮しましょう。

- ・貴重な動植物等、自然環境に関する情報を収集し、その結果を踏まえた事業計画を策定する。
- ・土砂等の採取作業から発生する表土の保存を適正に行う。
- ・跡地の緑化、植生の回復等、採取跡地の適正な回復・管理を行う。
- ・生活環境への影響が大きい地域での事業は行わない。
- ・資源採掘にともなう粉じんの飛散、騒音・振動等の防止対策を徹底する。
- ・事業地からの土砂や濁水流出を防止する。
- ・採掘した土砂等の保管時における粉じん発生を防止する。
- ・住宅地内や狭い道路をさけ、適正な運搬ルートを選定する。
- ・事業地周辺、運搬ルートにおける交通渋滞、粉じん、騒音等の防止に努める。
- ・その他、「第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針」(P.112)参照。

【建設業】

建設業は、施設の建設をともなう事業活動であり、大規模なものでは土地の改変をともなう場合もあります。「第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針」(P.112)を参考に、事業内容に応じて配慮しましょう。

【製造業（製品の加工を含む）】

製造業では、製品の製造段階での環境への負荷を低減することが必要です。さらに、今日では、製品の消費および廃棄段階における環境への負荷の少ない製品を提供することが求められています。また、製品の流通・供給においても廃棄物の発生やエネルギーの消費等の環境負荷を発生しています。このような観点から、以下のことに配慮しましょう。

<製造段階での配慮>

- ・ 工程内リサイクルを推進する。
- ・ 有害廃棄物の削減を推進する。
- ・ 廃棄物のリサイクル、適正処理を行う。
- ・ 有害物質の使用低減のための製造工程を導入する。
- ・ 有害な化学物質の適正使用および管理を行う。
- ・ 製造過程における大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の発生を防止する。
- ・ 省エネルギー、省資源のため、製造工程の効率化を図る。
- ・ 製造工程において、廃熱、未利用エネルギーの有効利用を図る。
- ・ 排水施設、排ガス施設等からの排出物、騒音等について定期的な測定を計画する。
- ・ マニュアル作成等、事故や災害の際の汚染防止対策のための準備を行う。

<環境への負荷の少ない製品・サービスの提供>

- ・ ライフサイクルに配慮した製品を製造する。
- ・ 再生資源等、環境への負荷の少ない原材料を積極的に利用した製品を製造する。
- ・ 製品の長寿命化を図る。
- ・ 廃棄物の少ない製品、廃棄時に再利用、解体、分別、再資源化しやすい製品を製造する。
- ・ 有害物質を含まない製品、低公害型の製品を製造する。
- ・ 焼却処分、埋立処分時に有害物質を発生しない製品を製造する。
- ・ 省エネルギー、節水型の製品を製造する。
- ・ オゾン層破壊物質、温室効果ガスを使用しない製品を製造する。
- ・ 修理体制の確立等、製品の長期使用のためのサービスを提供する。
- ・ 自社製品の回収、リサイクル体制を確立する。
- ・ 製品の環境負荷に関するラベル表示等環境情報の適切な提供を図る。

<製品の流通・供給段階での配慮>

- ・ 包装・梱包材の削減、回収・再使用を図る。
- ・ 大量輸送機関利用への転換や効率的輸送等、環境負荷の少ない輸送方法の導入を図る。

【運輸業】

本町では、ものや人の輸送は自動車を中心となっています。このため、自動車の走行による排気ガスや騒音等による地域環境への負荷の低減、二酸化炭素の発生による地球温暖化への影響の低減のため、以下のことに配慮しましょう。

- ・ 運輸・流通施設の共同立地等効率的な物流システムを構築する。
- ・ 共同輸配送の仕組みづくりや帰り荷の確保等、輸送効率の向上を図る。
- ・ 貨物車両は、排気ガスや騒音について、最新規制に適合した車への速やかな代替を図る。
- ・ 近距離輸送車、バス等の公共交通機関では、低公害車を積極的に導入する。
- ・ 急発進・急停車等の防止やアイドリングストップを励行する。
- ・ 貨物車両の過積載を行わない。
- ・ 大型車両の住宅地内への通過を避ける。
- ・ 集配センター等において、騒音対策や渋滞防止対策等、周辺の生活環境に対する負荷を低減するための対策を行う。
- ・ 貨物の梱包・補強材の減量化、再利用、リサイクルを図る。
- ・ 公共交通機関では、低床バスの導入、駅のエレベーター設置等、誰もが利用しやすいように配慮する。

【卸売・小売業】

卸売・小売業者は、消費者が使用するとき、ごみの出ない方法で販売することが求められています。また、製造業者と消費者の双方に、環境負荷の低減のための行動を促すことができる立場にあります。このような観点から、以下のことに配慮しましょう。

- ・ 再生商品や環境にやさしい製品の販売を促進する。
- ・ 消費者に対し、環境にやさしい製品や製品に係る環境影響について適切な情報提供を行う。
- ・ 簡易包装の実施、詰め替え売りや量り売り等の実施により、包装材の削減を行う。
- ・ 買い物袋利用者への優遇制度等、消費者の環境への貢献を促進する取り組みの整備に努める。
- ・ 消費者からの再生資源の回収、リサイクルを促進する。
- ・ 発注の計画化等、物流の効率化や低公害車の使用に努める。
- ・ 食品を加工して販売する場合、生ごみの分別、堆肥化等のリサイクルを推進する。
- ・ 食品を加工して販売する場合、調理油や残飯等の食物を排水に流さない、環境にやさしい洗剤や石けんを利用するなどの排水対策を実施する。
- ・ 発生したごみの再生利用、適正処理を行う。
- ・ 包装・梱包材の削減、回収・再使用を図る。
- ・ 大量輸送機関利用への転換や効率的輸送等、環境負荷の少ない輸送方法の導入を図る。

【飲食店】

飲食店等では、生ごみ等の処理、厨房からの排水等について、以下のことに配慮しましょう。

- ・発注の計画化等、物流の効率化や低公害車の使用に努める。
- ・割り箸や生ごみの分別、堆肥化等のリサイクルを推進する。
- ・調理油や残飯等の食物を排水に流さない、環境にやさしい洗剤や石けんを利用するなどの排水対策を実施する。
- ・カラオケや放送等による近隣への騒音の防止に努める。

【サービス業】

サービス業における一般的な環境負荷は、事業所における事務作業やエネルギーの使用にともなうものが中心となっています。そこで、以下のことに配慮しましょう。

- ・広告やチラシ、事務作業には再生紙を利用するとともに、使用量の削減に努める。
- ・利用者に、公共交通機関を利用するよう呼びかける。
- ・カラオケや放送等による近隣への騒音の防止に努める。
- ・看板等の広告物の設置については、周辺の景観との調和に配慮する。
- ・省エネルギー、節水に努める。
- ・「第1章 2. 事業者および行政における配慮指針」(P.103) 参照。

【研究施設】

大学や民間企業の研究施設では、いろいろな物質が使われています。保管・使用・処理の段階で、以下のことに配慮しましょう。

- ・有害な化学物質等の適正な使用および管理を行う。
- ・有害な化学物質等について、適正に処理する。
- ・研究排水等の処理に、クローズドシステム^{*}を採用する。
- ・排水施設、排ガス施設等からの排出物等について定期的な測定を計画する。
- ・事故や災害の際の汚染防止対策について、マニュアル作成等を行う。

*クローズドシステム

排水や排気等を回収、浄化処理し、再利用することにより系外への排出を行わないシステム。

第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針

公共事業、民間事業ともに土地の改変や施設整備をともなう事業は、地域の環境に直接大きな変化や影響を与えることから、事業推進に向けて地域の合意形成に努める必要があります。

このため、事業の構想・立案段階を含む計画段階から、事業者自らがより良い環境の保全および創造に関する環境配慮に努め、最良の方策を選択するとともに、自主的に環境に配慮することが必要です。

そこで、土地の改変、施設等の建設・変更をともなう配慮指針を以下に示します。

なお、配慮指針を提示する計画段階として、以下の4つの段階を想定しました。

用地選定、事業規模、事業内容の設定段階

具体的な計画（計画地内の土地利用、施設および設備計画、緑化計画）段階

工事計画段階

事業の実施・運営計画段階

1. 用地選定、事業規模、事業内容の設定段階の配慮指針

地域の現況を把握する

- ・事業の内容に応じ、既存資料により地域の自然的状況、社会的状況（土地利用状況、交通施設等の都市基盤整備状況、歴史的・文化的遺産の状況、過去の災害等）各種行政計画・法令規制状況等について整理し、影響の有無を判断する。

地域の土地利用に配慮する

- ・現在の土地利用状況、将来の土地利用構想（計画）と整合をとる。

地域の自然環境に対する影響を防止する

- ・貴重な動植物の生育・生息環境に配慮して用地選定する。
- ・里山や河川・ため池等の水辺等、良好な動植物の生育・生息環境への影響を小さくする。
- ・里山や水辺等の有する環境保全機能への影響を小さくする。

地域の生活環境への負荷を低減する

- ・有害物質および危険物の保管または使用による地域の生活環境への影響を小さくする。
- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染等による地域の生活環境への影響を小さくする。
- ・施設利用者や従業員が、既存の公共交通機関を利用できるようにする。
- ・交通安全上の問題や、周辺道路の自動車や人の流れに問題が発生しにくい事業内容とする。

環境資源・既存施設等の活用を図る

- ・公園・緑地整備等の事業については、地域の歴史的・文化的環境資源等を有効利用する。
- ・既存の公共施設や事業に関連した施設との連携や有効活用を図る。

2. 具体的な計画段階の配慮指針

計画地内の里山や、水辺の自然の保全、創造に努める

- ・計画地の地形を活かし、自然環境の改変面積を最小化する。
- ・計画地内に里山や水辺がある場合、保存緑地にするなど、適切に保全できる土地利用計画および施設配置計画とする。
- ・やむを得ず改変する場合は、里山や水辺等への影響の低減に努めるとともに、必要に応じて適切な代償措置を導入する。
- ・保存緑地等の緑地や水辺の配置、緑化の検討に際しては、極力まとまった緑地として確保するとともに、周辺の里山や水辺等との連続性を考慮する。
- ・地域の植生を考慮した植栽計画をたてる。

計画地内の動植物の生育・生息環境の保全、創造に努める

- ・計画地内に動植物の良好な生育・生息環境がある場合は、生育・生息環境への影響を回避する。
- ・やむを得ず改変する場合は、影響の低減に努めるとともに、必要に応じて適切な代償措置を導入する。

廃棄物の減量化、資源化に努める

- ・廃棄物の発生量の少ない施設・設備を導入する。
- ・廃棄物の分別やリサイクルを図りやすいスペースの確保、施設配置、施設や設備を導入する。

周辺地域の生活環境に対する負荷を低減する

- ・有害物質および危険物の保管または使用による周辺地域への影響の防止のため、緑地帯の確保や施設・設備の導入等、適切な影響防止対策を計画する。
- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染等による、周辺地域への影響防止策を講じる。
- ・交通安全上の問題や周辺での交通渋滞が発生しないよう考慮した施設配置とする。

都市・快適環境の保全、創造を図る

- ・計画地内に市街地の緑地、親水空間、歴史的・文化的遺産がある場合は、これらへの影響を回避する。
- ・計画地内に緑地、水辺、オープンスペース等の確保、創出を図る。
- ・「長久手町人にやさしい街づくり計画」を参考に誰もが使いやすい施設・設備を導入する。
- ・周辺の景観との調和を図った施設建設や緑化を計画する。

省エネルギー対策に取り組む

- ・自然採光や採風を考慮した施設とする。
- ・建物の断熱性の向上を図る。
- ・省エネルギー型の施設や設備を導入する。

未利用エネルギーの活用を図る

- ・太陽熱や太陽光等の自然エネルギーを活用するシステムを導入する。
- ・コジェネレーションシステム等、エネルギーの有効利用システムを導入する。
- ・大量のエネルギー消費や廃熱の発生をとまなう事業については、未利用エネルギーの有効利用や地域還元を図る。
- ・未利用エネルギー等の地域還元を行う場合、効率的な施設配置、施設・設備の導入を行う。

水資源の有効利用を図る

- ・雨水利用施設を設置する。
- ・処理水の再利用等、水の循環利用システムを導入する。

雨水の地下浸透を図る

- ・計画地内に、極力未舗装面を残す。
- ・浸透ますや浸透地下トレンチ等の雨水地下浸透施設の設置、透水性舗装を導入する。

3. 工事計画段階の配慮指針

計画地の樹木、表土等を保全する

- ・樹木等の伐採を少なくする計画とする。
- ・表土の流出防止のため、速やかに緑化する計画とする。
- ・表土を改変する場合は、表土の保存と適切な管理を行い、極力計画地内で活用する計画とする。

動植物の生育・生息に対する影響の低減を図る

- ・工事にともなう騒音・振動等による動植物への影響を小さくする工事時期や工法を採用する。
- ・代償措置を実施する場合は、対象となる種や措置の内容に十分配慮し、適切な時期や工法を採用する。
- ・地盤改良剤や除草剤等の薬剤を使用する場合は、生態系への影響を極力小さくする計画とする。

工事にともない発生する建設廃棄物の減量、適正処理を図る

- ・既存施設の解体により発生する廃棄物や、建設残土、コンクリート廃材、アスファルト廃材等の土地造成・施設建設にともない発生する建設廃棄物の分別、資源化、再利用を計画する。

周辺地域の生活環境に対する負荷を低減する

- ・工事にともなう騒音・振動、アスベストや粉じんの飛散、水質汚濁の発生の少ない工法を採用する。
- ・計画地周辺や工事関係車両走行ルート沿道での交通渋滞および交通公害を防止する計画とする。
- ・重機や工事関係車両には、低公害型の機種、車種の利用を計画する。
- ・土砂建設資材等の運送車両からの土砂等の落下・飛散防止対策を計画する。

交通安全の確保を図る

- ・建設資材等の搬出入車両の集中の緩和、誘導員の配置等により、走行ルートにおける交通安全対策を計画する。

省エネルギー・省資源を図る

- ・資源、エネルギー効率の高い工法を採用する。
- ・燃費の良い重機、工事関係車両の使用を計画する。
- ・建設資材、建築部材、舗装材等は、再生資源化製品を積極的に使用する計画とする。
- ・間伐材の有効利用や熱帯材の使用削減等、森林資源の保護に配慮した計画とする。

工事の実施による影響の把握と対応に努める

- ・環境への影響を軽減するための適切な措置を講じることができるように、工事中の環境監視を計画する。
- ・予期しない環境影響が生じた場合に、工事の一時中止を含め速やかに対応するための体制を計画する。

4. 事業の実施・運営計画段階の配慮指針

動植物の生育・生息に配慮する

- ・保全した動植物の生育・生息環境を維持するための計画をたてる。
- ・代償措置を講じた場合、良好な状態の維持・管理を計画する。

緑地を維持・管理する

- ・排気ガスや騒音の対策、良好な景観の維持等、環境保全機能の向上に配慮した、緑地や植栽空間の維持・管理計画とする。
- ・地域の現存植生、潜在自然植生（人為的影響を受けない場合の最も発達した植生への時間の経過をともなう変化）等を考慮した緑地の管理計画とする。
- ・緑地の維持管理にともなう薬剤の適正使用や減量化を計画する。

環境への影響の把握に努める

- ・排水施設、排ガス施設等からの排出物、敷地境界における騒音等について定期的な測定を計画する。

第5編

計画の推進に向けて

第1章 推進体制の整備

第2章 進行管理

- 1．進行管理の方法
- 2．年次報告
- 3．財源の確保

第5編 計画の推進に向けて

望ましいまちの姿の実現するためには、三者（住民・事業者・行政）がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むを進める必要があります。また、三者の取り組みを効率的に進めるためには、各主体の取り組みを客観的に分析・評価すること、各主体が意見交換できるように連携を深めることが必要です。しかし、現状では各主体の取り組みが十分であるとはいえず、主体間で連携できる体制も確立されていません。

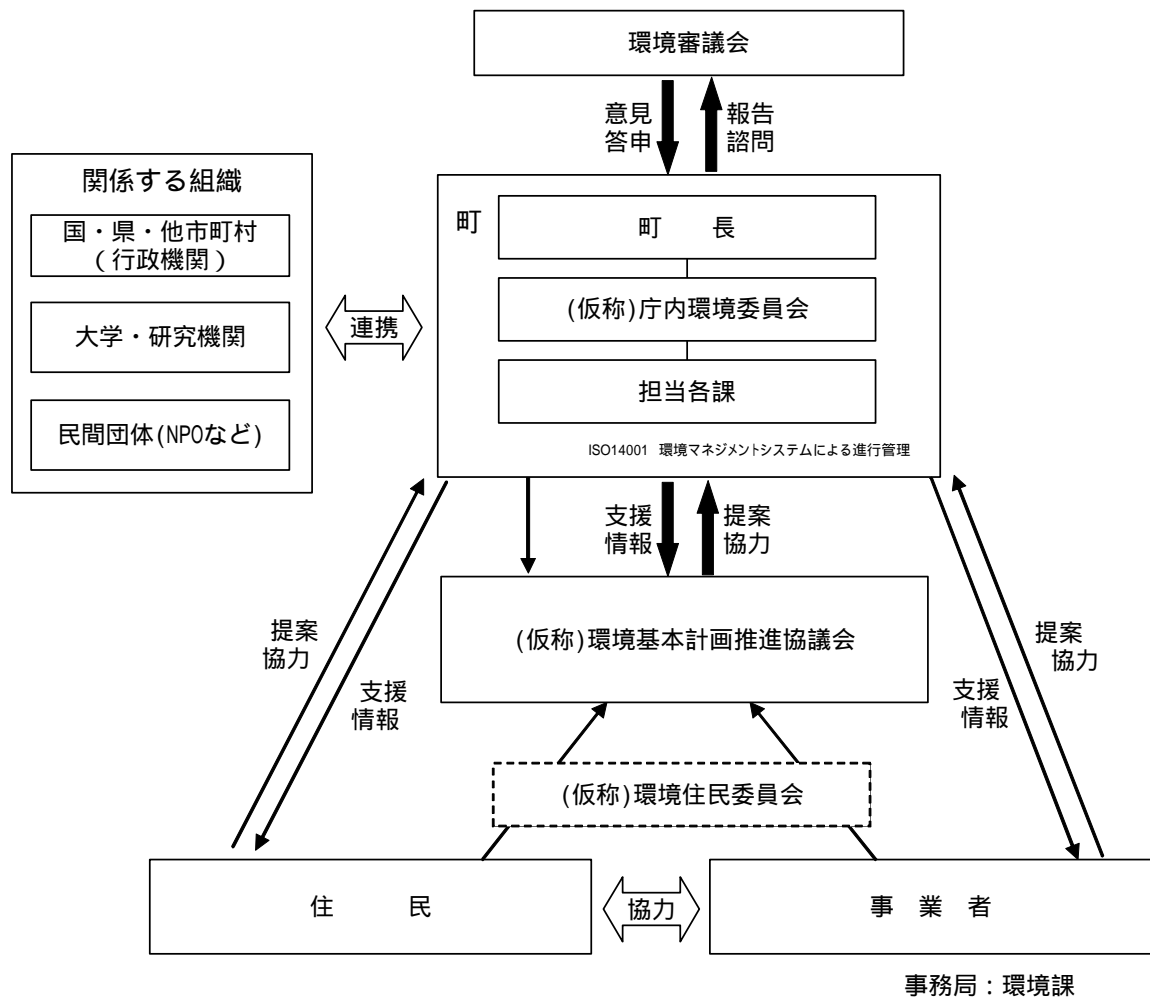
そこで、本計画策定後の5年間は三者がそれぞれの役割を認識することに重点を置いた施策を推進します（第1編第2章4．重点プロジェクト参照）。さらに、その後5年間は組織づくりに重点を置いた施策を推進し、環境基本計画の推進体制を確立していきます。

本計画の進捗確認や事業の見直し等については、適切な進行管理を行っていきます。

第1章 推進体制の整備

各主体がパートナーシップに基づき、連携しながら取り組みを推進するため、三者が協議や意見交換を行う組織として「(仮称)環境基本計画推進協議会」を設置します。また、主体別の組織として、行政職員で構成する「(仮称)庁内環境委員会」、住民および事業者で構成する「(仮称)環境住民委員会」を設置します。これらの組織の体制、役割および設置時期は、次のとおりとします。

なお、広域的な課題等に対しては、周辺市町と協調するとともに、国や県との緊密な連携を図ります。



環境基本計画推進体制

環境審議会

本計画の進行管理や変更、環境に関する基本的事項や施策等について、公正かつ専門的な立場から審議します。

長久手町環境基本条例に基づき設置します。

構成員：学識経験者、団体代表、住民代表、公募住民、事業者代表 等

(仮称)環境基本計画推進協議会

各主体の取り組み状況の確認および評価、計画を推進していく上での課題の整理、課題の改善に関する検討と各主体へのフィードバックを行います。

本計画策定後の5年間は、情報提供などによりパートナーシップの形成を重点的に進めつつ、協議会設置の準備を行う期間とします。協議会としての機能を確立する時期はその後の5年間とします。

構成員：環境関連団体、住民代表、一般住民、事業者、町職員 等

(仮称)庁内環境委員会

本計画の進行管理を行う組織であり、行政の取り組みに関する進捗状況の把握、各課間の調整等を行います。

計画策定時に設置した組織を継続します。

構成員：関係各課の課長補佐・係長級の職員

(仮称)環境住民委員会

環境関連の活動を行う団体および住民の連絡会議を行います。

環境関連団体の設立および活動の状況を踏まえ、必要に応じて設置します。

構成員：環境関連の活動を行う団体および住民

第2章 進行管理

1. 進行管理の方法

進行管理は、環境マネジメントシステムにより行うこととし、P D C Aサイクルの手法を用います。

(1) P D C Aサイクル

「計画(P l a n)」は、住民・事業者の参加を得て策定を行い、社会経済状況や住民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応するため、5年ごとに環境基本計画の見直しを行います。

「実行(D o)」は、行政による施策の実施、住民および事業者の取り組みと施策実施への協力を示します。

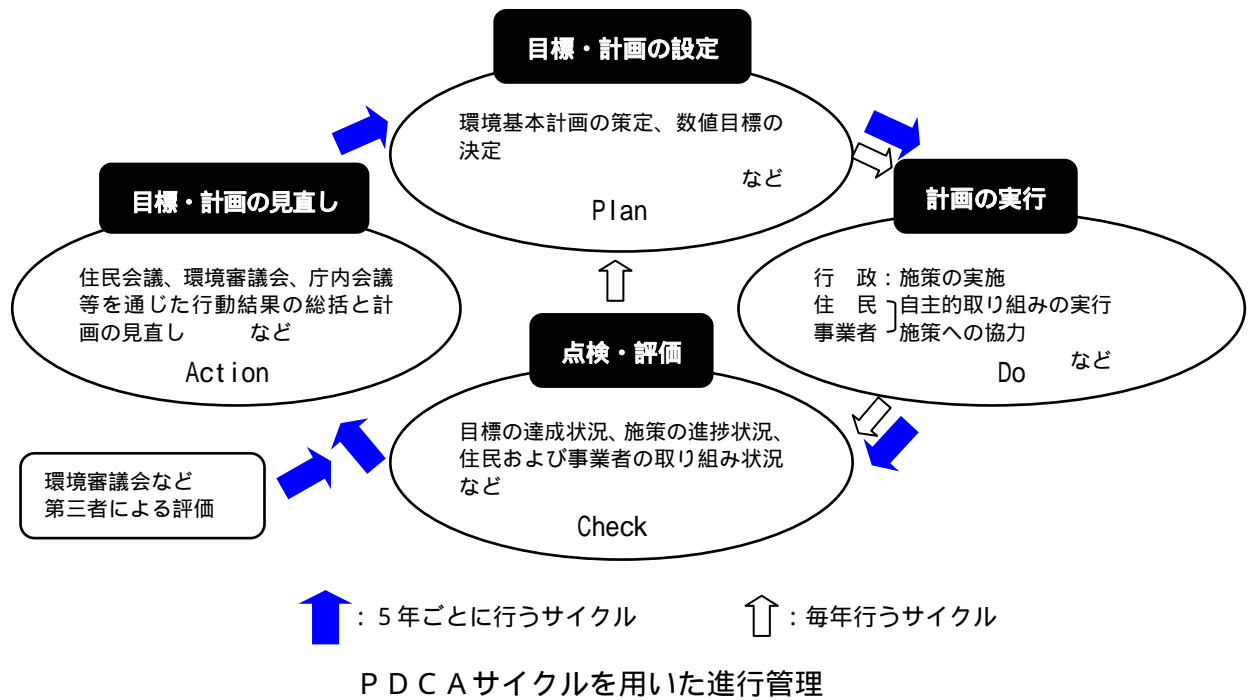
「チェック(C h e c k)」は、以下の項目および方法により行います。

項 目	方 法	頻 度
まちづくりの基本的方向の進行状況	基本的方向ごとに設定した指標に基づく具体的目標と現状を比較することにより進捗状況を確認します。	年度ごと
施策の進捗状況	基本的施策に基づく事業のうち、短期(平成 18～22 年度)に開始する事業ごとに、3段階(開始、継続、完了)で実施状況を確認します。なお、法整備などにより必要でなくなった事業については「中止」とします。	年度ごと
住民および事業者の取り組み状況	基本的方向ごとに、住民および事業者の取り組みとして求められる行動について、実際に行っているかどうかをアンケート調査により把握します。	5年ごと

「見直し(A c t i o n)」は、チェック結果に基づき、施策および事業を見直し、新たに必要な事業を検討することにより行います。

<行政の取り組みの進捗状況チェック例>

行政の取り組み	事 業		進 捗 状 況				担当課
	事業内容	具体的内容	開始	継続	完了	中止	
里山の土地空間の保全を図る	自然環境調査を実施する。	自然環境調査を実施する。					産業観光課
ごみの発生および排出抑制を推進する	デポジット制度導入や買い物袋持参運動を支援する。	買い物袋持参運動促進の検討会を設置。					環境課 産業観光課



(2) 進行管理のための具体的目標

第1次計画で定めた指標と具体的目標から、まちづくりの基本的方向の進行状況をチェックします。指標の状況を次ページ以降に示します。

2. 年次報告

環境の現況や進行管理に係わる事項について事務局(環境課)が年次報告書を作成し、公表することにより、住民および事業者に対し、十分な情報提供を行います。住民および事業者の環境保全活動の実施状況(アンケート調査結果)については、ホームページ等で公表することとします。

【年次報告書の内容】

- ・環境の状況
- ・短期に開始する事業の実施状況
- ・チェック結果(まちづくりの基本的方向の進行状況、施策の進捗状況)
- ・見直し結果(新たに必要な事業)

3. 財源の確保

本計画を総合的、計画的に推進するために必要な財政的措置について適切な対策が講じられるように努めるとともに、国や県の補助制度等を積極的に活用します。

指標の状況(1)

望ましい まちの姿	まちづくりの 基本的方向	指 標		【現 況】		【目 標】		
				1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度	
身近な自然 を守り育て るまち	里山、田園のある まちづくり	保全のための制度		みどりの条例に基 づく開発行為に関 する指導要綱	みどりの条例に基 づく開発行為に関 する指導要綱（見 直し後）	里山や農地を保全するための制度等を 定め、機能的に運用する		
	豊かな水辺の あるまちづく り	河川およびため 池の水質に関す る環境基準適合 割合（河川はD 類型、ため池は B類型とする）	香流川	BOD	93.8%	96.4%	100%	100%
				他の項目	100%	100%	100%	100%
			その他の 河川	BOD	59.5%	82.3%	80%	100%
				他の項目	100%	100%	100%	100%
			ため池	BOD	100%	75%	100%	100%
				他の項目	75%	87.5%	100%	100%
	住民満足度	水辺の景観の美しさ	-1.14	-1.33	+2.0	+2.0 以上		
		川や池の水のきれいさ	-1.87	-1.66	+2.0	+2.0 以上		
		自然を生かした河川整備	-0.84	-0.74	+2.0	+2.0 以上		
自然とふれあ えるまちづく り	住民満足度	動物とのふれあい	-0.09	-0.20	+2.0	+2.0 以上		
		植物とのふれあい	+0.29	+0.35	+2.0	+2.0 以上		
		水辺の自然とのふれあい	-0.60	-0.80	+2.0	+2.0 以上		
ごみを出さ ない、捨て ないまち	ごみを出さな いまちづくり	一人1日当たりごみ発生量 (収集ごみ量+収集資源量+直接搬入ごみ 量+許可業者による搬入量+集団回収量 +牛乳パック)/人口・日		1,119g/人・日	1,164g/人・日	1,000 g/人・日	900 g/人・日	
		リサイクル率 (収集資源量+集団回収量+牛乳パック) /ごみ発生量		16.6%	20.1%	30%	35%	
	ごみ出しマナ ーのよいまち づくり	ごみ出しマナーが恒常的に悪い集積場の割合		全集積場の数 682 箇所	11%	0%	0%	

指標の状況(2)

望ましい まちの姿	まちづくりの 基本的方向	指 標		【現 況】		【目 標】		
				1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度	
健康で安心、気持ちよく暮らせるまち	有害な化学物質による影響のないまちづくり	情報の提供の状況	情報提供回数	0回	0回	4回	4回	
	静かなまちづくり	住民の満足度	静けさ	-0.29	-0.14	+1.0	+2.0以上	
	空気がおいしいまちづくり	大気汚染に係る環境基準適合状況	二酸化硫黄					
			二酸化窒素					
			一酸化炭素					
			浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	×	×			
	水をよごさないまちづくり	下水道等普及率		33.6%	72.2%	74%	85%	
水洗化率		61.8%	82.2%	86%	93%			
合併処理浄化槽普及率		5.5%	9.7%	50%	100%			
生活マナーのよいまちづくり	雑草に関する苦情件数		100件	173件	30件	10件		
やすらぎと潤い、人にやさしいまち	緑や水が身近にあるまちづくり	住民一人当たり都市公園面積		5.4m ² /人	6.5m ² /人	15.4m ² /人	20.0m ² /人	
	思いやりのあるまちづくり	公共施設および大規模民間施設におけるバリアフリー施設の整備状況		-	-	新設の公共施設および大規模民間施設において、障害者用駐車スペースの確保、階段やスロープへの手すり設置、施設出入口の自動ドア化を行う	既設の公共施設および大規模民間施設において、障害者用駐車スペースの確保、階段やスロープへの手すり設置、施設出入口の自動ドア化を行う	
	伝統や文化を大切にすまちづくり	史跡等の維持管理(清掃等)や伝統行事の継承に関する団体数		5団体	5団体	7団体	8団体	
	調和のとれたまち並みづくり	地区計画等の区域面積		9.4ha (3箇所)	107.6ha (4箇所)	120ha	125ha	

指標の状況(3)

望ましい まちの姿	まちづくりの 基本的方向	指 標		【現 況】		【目 標】	
				1999(H11)年度	2004(H16)年度	2010 (H22)年度	2020 (H32)年度
地球を大切 にするまち	地球温暖化防 止を推進する まちづくり	自然エネルギー利用システム導入数（公共施設）		1	3	5	10
	オゾン層保護 に努めるまち づくり	住民の意識	オゾン層破壊問題につ いての知識	知っている 81.6%	知っている 66.3%	知っている 100%	知っている 100%
			オゾン層破壊問題につ いての興味	興味がある 75.6%	興味がある 76.4%	興味がある 100%	興味がある 100%
	酸性雨の防止 に努めるまち づくり	住民の意識	酸性雨問題についての 知識	知っている 76.9%	知っている 52.9%	知っている 100%	知っている 100%
			酸性雨問題についての 興味	興味がある 71.6%	興味がある 69.2%	興味がある 100%	興味がある 100%
	省エネ、省資源 を推進するま ちづくり	単位あたりのエネル ギーおよび上水道使 用量	都市ガス (m ³ /戸・年)	528	677	500	500
			上水道 (L/人・日)	350	320	350	350
リサイクル率(再掲)		資源量/ごみ発生量 (%)	16.6	20.1	30	35	
環境を通じ た対話、交 流のあるま ち	住民、事業者が 参加して環境 保全を行うま ちづくり	環境の保全および創造に関する活動団体数		3 団体	3 団体	8 団体	10 団体
	環境コミュニ ケーションの あるまちづく り	環境マネジメントシステムの導入件数		0 社	7 社	25 社	50 社
	環境コミュニ ケーションの あるまちづく り	環境を通じたコミュニケーションの場		-	1	環境を通じたコミュニケーションの場 を創出し、機能的に運営する	